

特別支援学校施設整備指針改正案 新旧対照表

凡例:

下線部分 は今回改正する部分

黄色着色部分 は報告書記載事項のうち、現行の指針で対応済み部分

青色着色部分 は特別支援学校施設における特有の事項

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|-------------------|---------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1節 学校施設整備の基本的方針</p> <p>3 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保</p> <p>幼児児童生徒の学習及び生活の場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境を確保することが重要である。特に幼児児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しつつ、その健康の保持増進に配慮した快適な空間とするとともに、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。</p> <p>また、幼児児童生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。</p> <p>さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。</p> | 3（略） | <共通>防災対策全体の記載 |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>4 地域の生涯学習やまちづくりの核として地域と連携した施設環境の整備</p> <p>地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で特別支援学校が中核的な役割を担うことに加え、地域の小・中学校等の障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の場として施設環境を整備することが重要である。</p> <p>また、障害者等の学習・相談等の場、障害のある幼児児童生徒への理解を深めるための場、地域住民の生涯にわたる学習の場、さらに、まちづくりの核として、地域と連携した施設環境を整備することが重要である。</p> <p>その際、施設のバリアフリー化を図ること、地域の防災拠点としての役割を果たすこと、景観や町並みの形成にも貢献できる施設として計画することも重要である。</p> <p>なお、病院等に併置する場合は、病院等にも開かれた施設として整備することが望ましい。</p> <p>第2節 学校施設整備の課題への対応 第3 安全でゆとりと潤いのある施設整備 3 耐震性の確保 (1)地震発生時において、幼児児童生徒の人命を守</p> | <p>地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で特別支援学校が中核的な役割を担うことに加え、地域の小・中学校等の障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の場として施設環境を整備することが重要である。</p> <p>また、障害者等の学習・相談等の場、障害のある幼児児童生徒への理解を深めるための場、地域住民の生涯にわたる学習の場、さらに、まちづくりの核として、地域と連携した施設環境を整備することが重要である。</p> <p>その際、施設のバリアフリー化を図ること、地域の避難所又は緊急避難場所（以下「避難所等」という。）としての役割を果たすこと、景観や町並みの形成にも貢献できる施設として計画することも重要である。</p> <p>なお、病院等に併置する場合は、病院等にも開かれた施設として整備することが望ましい。</p> <p>3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保 (1)地震発生時において、幼児児童生徒等の人命を</p> | <p><避難所>避難所としての利用について記載</p> <p>用語の適正化</p> <p><避難所>耐震性の確保</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p>（新設）</p> | <p>守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、<u>非構造部材も含め</u>、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p><u>(2)学校施設が、津波等による被害が予想される地域に立地している場合においては、幼児児童生徒等が津波等から緊急避難場所※へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路※の確保又は校舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。</u></p> <p><u>これらの対策によって安全性が確保できない場合においては、高台への移転又は高層化※を検討し、実施することが重要である。</u></p> <p><u>※緊急避難場所・・・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 関係）</u></p> <p><u>※避難経路・・・ある場所から避難目標地点まで最短時間で、かつ安全に到達できる道筋。一方、避難路とは、避難経路となる道路、通路、避難階段そのものをいう。</u></p> <p><u>※津波等対策における高層化・・・校舎等建物の屋上や上層階を幼児児童生徒等の緊急避難場所とするために、屋内運動場との重層化や他の公共施設との複合化等により、本来、教育機能として必要な階</u></p> | <p><非構造部材の耐震対策></p> <p><津波>津波に対する安全対策を選定し実施することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>②学校施設は、地震等の災害発生時には地域の障害者、高齢者等の災害時要援護者も含めた地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、このために必要となる機能も計画することが重要である。</p> | <p>数以上の階を有する建物を整備することをいう。</p> <p>(3)学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、幼児児童生徒等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであることが重要である。</p> <p>(4)学校施設は、災害時には障害のある幼児児童生徒やその家族、地域の障害者、高齢者等の要配慮者も含めた地域の避難所※としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と防災担当部局との間でお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能を計画することが重要である。その際、教育活動等の早期再開が可能となるよう計画することが重要である。</p> <p>※避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設(災害対策基本法第49条の7関係)</p> | <p><津波>校舎等の屋上等への避難を想定する場合、津波により構造耐力上支障が生じないことが重要。</p> <p><避難所>基本的な考え方 (要配慮者も含めた地域の避難所)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(6)学校施設の防災対策は、運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民等と連携しながら取組を進めることが重要である。</p> | <p><共通>防災機能の整備と防災教育等との連携</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(7)施設自体が防災教育の教材として活用されるよう、各階に標高表示を設置する等、日頃から幼児児</p> | <p><共通>防災機能の整備と防災教育等との連携</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>5 施設のバリアフリー対応</p> <p>(1)障害のある幼児児童生徒及び教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、障害の状態や特性、教育的ニーズに応じた計画とすることが重要である。なお、その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター及び情報伝達のための設備等の計画に配慮することが重要である。</p> <p>(2)学校の教育活動への地域の人材の受け入れなど様々な人々の学校教育への参加や、地域住民の生涯学習の場としての利用、地震等の災害発生時における地域住民の応急的な避難場所としての役割等を踏まえ、多様な地域住民が利用することを考慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(3)既存学校施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の状態や特性等を踏まえ、所管する学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的に推進することが重要である。</p> <p>(4)学校施設のバリアフリー化に当たっては、施設の運営・管理、人的支援等のサポート体制との連携等について考慮した計画とすることが重要である。</p> | <p><u>童生徒等に津波等災害の危険性の意識づけを計画することが重要である。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校の教育活動への地域の人材の受け入れなど様々な人々の学校教育への参加や、地域住民の生涯学習の場としての利用、地震等の災害時には<u>地域の避難所としての役割を果たすこと等を踏まえ、多様な地域住民が利用することを考慮した計画とすることが重要である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p>＜避難所＞段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置など、バリアフリー化を進めておくことが重要</p> <p>＜避難所＞用語の適正化</p> <p>＜避難所＞段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置など、バリアフリー化を進めておくことが重要</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>6 環境との共生</p> <p>(1)ライフサイクルを通じた環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。</p> <p>(2)教育的効果も考慮し、施設・設備自体が環境教育の教材として活用されるよう、また、自然と触れ合う機会が増えるよう計画することが重要である。</p> <p>(3)学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化を図ることが重要である。</p> <p>(4)太陽光や太陽熱、風力、バイオマス※など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも望ましい。</p> <p>※バイオマス・・・動植物に由来する有機物である資源。（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>(5)省エネルギーやごみのリサイクルの推進等、日常的に環境問題に対して主体的な取組が促される</p> | <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p><u>(5)断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上、設備機器の高効率化、再生可能エネルギーの導入等は、災害時に避難所となる場合においても、良好な温熱環境を確保する観点から有効である。</u></p> <p>(6)（略）</p> | <p><避難所>避難所の居住スペースとなる部分は断熱化を図っておくことが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>よう配慮して計画することが望ましい。</p> <p>第4 地域と連携した施設整備</p> <p>1 学校・家庭・地域の連携協力</p> <p>(1)特別支援学校施設の計画に当たっては、地域における特別支援教育の中核的な施設として、及び学校・家庭・地域の連携に基づく生涯学習の基盤として、学校・家庭・地域等の参画により、総合的かつ長期的な視点から計画を行うことが重要である。</p> <p>(2)専門的知識・技術を持つ企業や地域の諸施設等の様々な人材を受け入れ、学校の教育活動への多様な活力の導入・活用を促すための諸室についても計画することが重要である。</p> <p>(3)地域住民等のボランティア活動による学校の教育活動を支援する取組や保護者・地域住民等が学校運営を支援する取組など学校における活動への地域の協力を促すための諸室についても計画することが重要である。</p> <p>(4)地域における特別支援教育の中核的な役割を踏まえ、他の文教施設等の整備状況等を勘案しつつ、必要に応じ、これらの施設との適切な役割分担や、各々の特有の機能の共有化、施設等の相互利用・共同利用等を通じ有機的な連携について計画することが望ましい。また、他の文教施設等との情報ネットワークを構築することも有効である。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u>地域に開かれた学校づくりの観点から、学校としての取組や学習活動の成果等について、保護者や地域住民など外部へ情報発信できるよう計画することが重要である。</p> <p>3 複合化への対応</p> <p>(1)学校と地域社会との連携を深めていく上で、社会教育施設や福祉施設、医療施設等との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、地域の<u>防災拠点としての役割について計画する場合も、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</u></p> <p>(2)多様な利用者を考慮し、防犯対策等の安全管理、バリアフリー等に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(3)学習環境に悪影響を及ぼす施設との合築は避けることが重要である。また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設との合築についても</p> | <p><u>(5)他の学校や公共施設との間で、避難所としての防災機能の分担を行うことも有効である。</u></p> <p><u>(6)</u>（略）</p> <p>(1)学校と地域社会との連携を深めていく上で、社会教育施設や福祉施設、医療施設等との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、地域の<u>避難所等としての機能を計画する場合も、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> | <p>＜避難所＞学校間や他の公共施設との間で、避難所としての防災機能の分担を行うことは有効。</p> <p>＜避難所＞地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備は、地域の防災力の強化にもつながっていくことから、図書館や公民館等との複合化を行うことも有効。</p> <p>用語の適正化</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|----------------------|
| <p>慎重に対処することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等の中に設置されている分校・分教室等の場合には、病院等に障害のある幼児児童生徒の教育等についての理解を得るとともに、十分な連携を保ちつつ計画的に環境を整備することが重要である。</p> <p>第3節 特別支援学校施設整備の基本的留意事項</p> <p>1 総合的・長期的な計画の必要性</p> <p>(1)地域内の特別支援学校や他の文教施設等の整備計画との整合（略）</p> <p>(2)総合的な視野からの計画策定</p> <p>①長期的に施設を活用できるよう、将来の教育内容の変化や維持管理のしやすさも含めた施設の長寿命化を考慮した計画とすることが重要である。</p> <p>②施設の一部の増改築や改修の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から、既存施設を長期間有効に活用するという視点に留意しつつ、施設全体の総合的な計画に基づいて計画することが重要である。</p> <p>③施設部分等により、予算科目、所管部課、整備時期等が異なる場合においても、相互に十分調整し、総合的に計画することが重要である。</p> <p>(3)幼児児童生徒数の動向等に応じた学校規模の適</p> | <p>(1)（略）</p> <p>①（略）</p> <p>②増築、改築、改修等の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画し、これに基づき、計画的に実施することが重要である。</p> <p>③（略）</p> <p>(3)（略）</p> | <p><老朽化対策></p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>切な設定（略）</p> <p>3 施設機能の設定</p> <p>(1)障害の特性等の分析とその条件化（略）</p> <p>(2)教育活動の内容分析とその条件化（略）</p> <p>(3)教育相談・進路相談等に対応する施設機能の設定（略）</p> <p>(4)センター的機能としての施設機能の設定（略）</p> <p>(5)共通に利用する学習空間機能の設定（略）</p> <p>(6)学習・生活支援機器等の活用とその条件設定（略）</p> <p>(7)コンピュータ，視聴覚機器等の活用とその条件設定（略）</p> <p>(8)学校生活の分析とその条件設定（略）</p> <p>(9)寄宿舎生活の分析とその条件設定（略）</p> <p>(10)入院生活等の分析とその条件設定：【肢体不自由又は病弱に対応した施設】（略）</p> <p>(11)教職員等施設の機能の設定（略）</p> <p>(12)事務管理・運営のための施設機能の設定（略）</p> <p>(13)地域における学習活動等に対応するための機能の設定（略）</p> <p>(14)地域の諸施設との有機的な連携</p> <p>①地域における特別支援教育の中核的な役割を踏まえ，各部の学習・生活内容等に応じ，地域内の文教施設との有機的な連携について検討し，必要に応</p> | <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8)（略）</p> <p>(9)（略）</p> <p>(10)（略）</p> <p>(11)（略）</p> <p>(12)（略）</p> <p>(13)（略）</p> <p>①（略）</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>じ、これらの施設との相互利用・共同利用に伴う施設機能を設定することが重要である。</p> <p>②「個別の教育支援計画」の実施に留意しつつ、福祉施設や医療機関等との連携の内容及び方法等について、部ごとに分析・把握して、緊密な連携を可能とする施設機能を設定することが重要である。</p> <p>③高等部において職業教育を主として教育課程を編成・実施する場合は、地域の医療関係施設や高等学校、大学、工業技術教育センター、情報処理教育センター、研究機関、企業等との連携等について十分分析・把握し、必要な施設機能を設定することが重要である。</p> <p>④他の特別支援学校等を併置する場合は、幼児児童生徒や教職員の生活面における交流等学習・生活における相互の関係について十分検討し、それぞれの学校にふさわしい学習・生活環境を、空間の共用・多目的利用等に配慮しつつ確保するなど、全体として必要な施設機能を設定することが重要である。</p> <p>（新設）</p> | <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤<u>学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、社会教育施設や高齢者福祉施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、幼児児童生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重</u></p> | <p>＜避難所＞地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備は、地域の防災力の強化にもつながっていくことから、図書館や公民館等との複合化を行うことも有効。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|----------------------|
| <p>(15)室構成の決定（略）</p> <p>5 長期間有効に使うための施設整備の実施</p> <p>(1)学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。</p> <p>(2)建物構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の学習内容・形態の変化に応じて変更可能とし、設備の交換・補修を容易にするなどにより、長期間建物を有効に使う計画とすることが重要である。</p> <p>(3)情報技術の進展をはじめとする将来のニーズや機能の変化を見込んで、改修しやすい施設となるよう計画することも有効である。</p> <p>（新設）</p> | <p><u>要である。</u></p> <p>(15)（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)<u>改築より工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修※を積極的に取り入れていくことが重要である。</u></p> <p><u>※長寿命化改修・・・物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。</u></p> | <p><老朽化対策></p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>7 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1)当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・形態等に対応できるものにするとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、当該学校施設の整備における関係者である教職員、幼児児童生徒、保護者、地域住民等との間で、企画の段階から十分な意見交換の機会を設けて、理解と合意の形成に努めることが重要である。その際、学校建築や情報システム等の専門家その他の学識経験者の協力を求めることも有効である。</p> <p>(2)より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。</p> <p>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(3)学校開放を行う施設の利用内容・方法や管理方法、当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響、災害時の対応等について、事前から地域住民等と十分協議することが重要である。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 学校開放を行う施設の利用内容・方法や管理方法、当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・塵埃等の影響、災害時の対応等について、事前から地域住民等と十分協議することが重要である。特に、避難所となる場合は、避難所開設時における学校施設の利用方法や、教育活動の早期再開に向けた対応について、地域住民や防災担当部局と十分協議することが重要である。</p> | <p><共通>地域住民や児童生徒等の意見も取り入れつつ整備を進めることが望ましい。</p> <p><共通>地域住民や児童生徒等の意見も取り入れつつ整備を進めることが望ましい。</p> <p><避難所>具体的な運営方法を定め、関係者の共通理解を得ることが不可欠。また、学校教育活動の早期再開が重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>(4)外部資金等を活用する事業手法の場合には、当該事業の施工や維持管理において必要な施設水準を確保するため、発注者は、実施方針の公表や要求性能の提示に当たって、施設利用者等との間で十分に協議する機会を設けて相互理解と合意の形成に努めるとともに、その意向を要求性能等に可能な限り盛り込むことが重要である。</p> <p>第2章 施設計画 第1節 校地計画 第1 校地環境 1 安全な環境</p> <p>(1)地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。</p> <p>(2)建物、屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。</p> <p>(3)危険な高低差や池などが無い安全な地形であることが重要である。また、敷地を造成する場合は、できるだけ自然の地形を生かし、過大な造成を避けることが望ましい。</p> <p>(4)校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。</p> | <p>(4) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p><津波>津波に対して安全であることが重要。</p> <p><津波>高台移転を行う場合は、過大な造成を避けることが望ましい。</p> <p><津波>避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>(5)死角等が生じない，見通しの良い地形であることが望ましい。</p> <p>第3 通学環境</p> <p>1 通学区域・通学方法との関連</p> <p>(1)幼児児童生徒の居住分布，心身の発達，障害の状態や特性等を考慮し，通学方法との関連に留意しつつ，幼児児童生徒が疲労を感じない程度の通学距離，又は通学時間を設定できるように校地を選定することが望ましい。特に，保護者やスクールバス等による送迎等を考慮し，交通の利便性も考慮することが望ましい。</p> <p>(2)他の学校等との交流や関連施設との連携を考慮し，適切な移動経路・方法を設定できるように校地を選定することが望ましい。</p> <p>第2節 配置計画</p> <p>第2 校舎・屋内運動施設</p> <p>2 建物構成</p> <p>(1)校舎等は，できる限り低層の建物として計画することが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>(2)建物相互間において，必要な隣棟間隔を確保す</p> | <p>(5)（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2)津波等の対策のために高層化することも有効である。この場合は，他の公共施設と複合化することも有効である。</u></p> <p>(3)（略）</p> | <p>＜津波＞高台移転を行う場合は，通学距離や学校と地域の関係を十分考慮することが重要。</p> <p>＜津波＞津波対策として高層化する場合は，他の公共施設と複合化することも考えられる。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---------------------------------------|
| <p>ることが重要である。</p> <p>③校舎廻りの屋外空間を、安全管理面に十分留意しつつ積極的に取り入れた構成とすることが望ましい。</p> <p>④緊急時の避難、施設の維持修繕等に支障を生じないよう配慮して配置することが重要である。</p> <p>⑤複数の部を有する場合は、全体のまとまりとともに各部の独自性を確保することが望ましい。また、複数の障害に対応した施設とする場合は、全体のまとまりとともに各障害に対応した施設の独自性を確保できることも有効である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：建物群の構成を直交を基本とするなど建物間の動線のわかりやすさに配慮することが重要である。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】：視覚的な空間のわかりやすさに配慮することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：各建物は、幼児児童生徒の多様な形態による建物間の円滑な移動に対応できるよう配置することが重要である。</p> <p>第5 その他の施設</p> <p>1 門</p> <p>(1)幼児児童生徒の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。</p> | <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(1) (略)</p> | <p>＜津波＞避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>(2)不審者の侵入防止や犯罪防止，事故防止等の観点から，職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく，死角とならない位置に門を設置することが重要である。</p> <p>(3)利用者が，校舎等の出入口の位置を認識しやすく，かつ，校舎等へ円滑に移動できる位置に配置することが望ましい。</p> <p>（新設）</p> <p>第3章 平面計画 第1 基本的事項 1 空間構成</p> <p>(1)多様な学習内容・形態の変化や弾力的な指導体制，将来の学級数の変動等に柔軟に対応できるよう，将来の模様替えやゾーニングの再編を考慮した空間構成とすることが重要である。</p> <p>(2)普通教室の間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど，日常的に展開される多様な学習内容・形態に弾力的に対応できる計画とすることが望ましい。その際，各種教材・教具等の収納に配慮して計画することが望ましい。</p> <p>(3)幼稚部，小学部，中学部又は高等部の各部のまとまりや類似する機能を有する室・空間のまとまり</p> | <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p><u>(4)津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビルまでの避難経路が短縮される位置に門を設置することも有効である。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>に配慮して計画することが重要である。また、各部門で共同利用する室・空間を利用しやすい位置関係に配慮して計画することが重要である。</p> <p>【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：臨床実習等で利用する室・空間を利用しやすい位置関係に配慮して計画することが重要である。</p> <p>(4)複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の教育課程や障害の特性等に応じ、各々の利用する室・空間のまとまりに配慮して計画することが重要である。また、共同利用する室・空間においては、各々の利用の妨げとならず、全体として効率的に利用しやすい構成・配置等を計画することが重要である。</p> <p>(5)安全かつ円滑な移動を可能とするようバリアフリー化を図ることが重要であり、同一階においては段差を設けず、平面移動が可能な計画とすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ等を設置することが重要である。</p> <p>(6)教育活動全体を通じた自立活動の内容・方法や学習・生活集団の構成等に応じ、それぞれの教育活動において利用する室・空間の相互のつながりやまとまりに留意して平面的・立体的な構成、配置等を計画することが重要である。</p> <p>その際、車いすや補助用具など多様な移動方法に十分留意し、安全かつ円滑な移動が可能となるよう</p> | <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | <p><避難所>段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置など、バリアフリー化を進めておくことが重要</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>に計画することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：幼児児童生徒がわかりやすく、かつ、記憶しやすい空間構成となるよう配慮することが重要である。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】：集団補聴システム・補聴器の利用等に配慮し、可能な限り騒音や電波等の混信を避け得る位置に計画することが重要である。その際、計画する室・空間については、漏洩、混信、雑音等の防止・低減や利用範囲の設定に留意して計画することが重要である。</p> <p>【病弱に対応した施設】：病気の種類等に適した環境の構成に留意することが重要である。また、明るく家庭的な雰囲気づくりにも配慮することが望ましい。</p> <p>(7)幼児児童生徒が自然環境に親しみやすくするため、建物内外の各空間相互に、視覚的、感覚的な連続性を確保することが望ましい。また、現存する森、樹木、池等や自然の傾斜等を有効に活用した計画とすることも有効である。</p> <p>(8)各室・空間の計画において、幼児児童生徒が、能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう配慮することが重要である。特に、幼稚部、小学部においては、各室・空間の広さ、形等に変化を持たせるように配慮することが望ましい。</p> <p>(9)建物内部から利用できるバルコニー、テラス、</p> | <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>屋上その他の空間を、安全管理面等に十分留意しつつ、効果的に学習や生活に活用できるよう設置することが望ましい。</p> <p>情緒障害や自閉症、ADHD等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応した施設とする場合は、パニックや多動・衝動性等に配慮し、安全管理面に特に留意しつつ設置することが重要である。</p> <p>(10)地域の小・中学校等との交流及び共同学習における施設の利用や、地域住民の学習活動等に積極的に対応できるよう、空間の構成、配置等を計画することが望ましい。</p> <p>(新設)</p> <p>(11)教科教室型の運営の場合、教室間等の移動、空き時間など生徒の授業時間外の居場所、持ち物の取り扱い、情報伝達やホームルーム活動の方法、教員室の配置等に十分留意して空間を構成することが重要である。</p> <p>(12)情報化の進展に対応するため、各室・空間において、障害の特性等に応じた情報保障を図るよう、</p> | <p>(10) (略)</p> <p>(11)<u>避難所となる場合は、教育活動を早期に再開するために、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画することが重要である。</u></p> <p><u>なお、避難所となる場合の施設利用計画の策定に当たっては、冷暖房設備の整備された室などを、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとして計画することが重要である。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> | <p><避難所>避難所として利用される場合も、学校教育活動が早期に再開されることが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|-----------------------|-----|
| <p>また、学習活動に利用できるよう、コンピュータ等の情報機器や校内の情報ネットワークの導入に配慮した計画とすることが重要である。その際、情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等も考慮して計画することが重要である。また、無線による情報ネットワークの導入を検討することも有効である。</p> <p>(13)学習・生活空間は、当該地域の気候風土や気候の季節的変化も考慮し、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保できる方位及び位置に設定することが重要である。特に、情緒障害や自閉症、ADHD等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、外部からの刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮し、可能な限り騒音や雑音を避け得る位置に計画することが重要である。</p> <p>また、言語障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、主となる障害の特性に配慮しつつ、正確な発音を聞いて正しい構音の仕方を学習したり、リラックスして会話を進めたりすることに留意し、十分かつ適切な照度を確保できるよう計画することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：静寂さや十分な採光を確保できるよう計画することが重要である。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】：集団補聴システム・</p> | <p>(14)（略）</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>補聴器の利用等に配慮し、可能な限り騒音や電波等の混信を避け得る位置に計画することが重要である。また、口の形や顔面の筋肉の動き、手の動きなどにより相手の言葉や表情、指文字、手話等を読みとりながら学習等が進められることに留意し、十分かつ適切な照度を確保できるように計画することが重要である。</p> <p>【病弱に対応した施設】：病気の種類等に応じた日照、採光、通風等の適切な環境条件に留意することが重要である。</p> <p>(14)奥行きが深い空間や面積の広い空間、天井高さが低い空間においては、採光、換気、室温、音響等の環境条件の確保に特に留意して規模、位置等を計画することが重要である。その際、天井高さとのバランスなどを考慮しつつ、居心地のよさや落ち着き感に配慮して計画することが重要である。</p> <p>2 動線等</p> <p>(1)建物内での自分の位置を認知・把握しやすくとともに、教職員が幼児児童生徒の行動を見通せるように、明確な空間の構成、配置とすることが重要である。</p> <p>(2)幼児児童生徒、教職員に加え、学校開放における利用者、地域の小・中学校等との交流及び共同学</p> | <p>(15) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | <p><津波>非常時の避難経路は、できるだけシンプルかつ明確な動線とすることが重要。また、児童生徒等が日常的に利用している経路と同一とすることが望ましい。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>習のため来訪する他校の幼児児童生徒、外部からの訪問者等が、学校内のまとまりある活動空間を通り抜けることなく、それぞれの必要に応じ円滑に移動できるよう、明確な空間の構成、配置とすることが重要である。</p> <p>(3)複数の障害に対応した施設とする場合には、相互の交流に留意しつつも、各々の日常的な動線が交錯しないような空間の構成、配置とすることが重要である。</p> <p>(4)災害時の避難経路は、段差がなく明確な動線としつつ、幼児児童生徒が日常的に利用している経路と同一になるよう配慮するとともに、運営面でのサポート体制と連携し、幼児児童生徒が安全かつ円滑に避難できるように配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(5)多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合や、やむを得ず高層化する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の動線を確保する等、その避難経路の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>また、避難行動が困難である幼児児童生徒のために、水平移動により、一旦、より安全な場所に避難できる計画とすることも有効である。</p> <p>(新設)</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合や、やむを得ず高層化する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の避難経路を確保する等、その避難経路の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>また、避難行動が困難である幼児児童生徒のために、水平移動により、一旦、より安全な場所に避難できる計画とすることも有効である。</p> <p>(6)津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビル、校舎等の屋上等までの避難経路を可能な</p> | <p><津波>非常時の避難経路は、できるだけシンプルかつ明確な動線とすることが重要。また、児童生徒等が日常的に利用している経路と同一とすることが望ましい。</p> <p><津波>避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(6)教材，教具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。</p> <p>(7)廊下等の移動のための空間は，その上・下部の空間が各種設備のための配管，配線等の有効な設置空間ともなることを考慮して設定することが望ましい。</p> <p>(8)動線計画では，不審者の侵入に対する安全性の確保を図ることが重要である。</p> <p>第2 学習関係諸室 2 普通教室等</p> <p>(1)日照，採光，通風，換気，室温，音の影響等に配慮した良好な環境条件の確保に十分留意し，位置，方位等を計画することが重要である。</p> <p>(2)同一学年の普通教室は，多目的教室の位置づけに留意しつつ，同一階又は同一区画にまとめて計画</p> | <p><u>限り短縮するよう計画することも有効である。</u></p> <p><u>(7)校舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては，想定される津波等の水位以上の高さにするのが重要である。</u> <u>なお，校舎等の上層階を緊急避難場所とする場合も，段階的な避難を可能とするため，屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | <p>＜津波＞避難する屋上や上層階が想定される津波等の水位以上の高さにあることが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|-------------------------------|-----|
| <p>することが重要である。また、各学年の学級数が増減した場合においても学年ごとの空間的なまとまりを確保できるよう模様替えやゾーニングの再編が可能な計画とすることが望ましい。</p> <p>なお、複数の部又は障害に対応した施設とする場合は、同一の部又は障害の普通教室について、同一階又は同一区画にまとめて計画することも有効である。</p> <p>(3)教科教室型の運営の場合、教室と、教材・教具の作成・収納空間、各教科の教員コーナー等をまとめて配置することが重要である。</p> <p>(4)多様な学習形態に柔軟に対応できるよう普通教室及びその周辺部分を構成することが重要である。</p> <p>情緒障害や自閉症、ADHD等の障害を併せ有する幼児児童生徒への対応として、普通教室に近接して落ち着きを取り戻すための小空間を計画することも有効である。</p> <p>なお、個別指導等のための小規模の室を設ける場合は、安全性に十分配慮して計画することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：障害の状態や特性等により病室等で学習を行う場合は、医療業務や他の入院患者の生活等に支障のないよう留意しつつ、学習に必要な教材・教具、教育機器、家具等の導入が可能な学習空間が確保されることが</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>望ましい。</p> <p>(5)小学部の低学年児童の普通教室は、中・高学年の学習・生活空間と区分し、低学年児童のための他の学習・生活空間とまとめて計画することも有効である。また、多目的教室、屋外の作業テラス等の空間と連携できるように計画することが望ましい。</p> <p>(6)幼稚部の保育室は、遊戯室その他の保育空間やテラス・園庭との連携を十分検討し、適切な規模・構成を持つ空間とすることが重要である。また、保育室相互のつながりや保護者の動線にも留意し、特に、3歳児の保育室は、教職員室からの見通しが良く、近い位置に配置することが重要である。</p> <p>(7)幼稚部の保育室、小学部の低学年及び日常生活に配慮を要する児童生徒の普通教室については、衛生面に留意しつつ、便所、シャワー室、更衣スペース等と一体的に又は隣接して計画することが望ましい。</p> <p>(8)重度・重複障害のある幼児児童生徒の保育室又は普通教室は、障害の状態を踏まえた良好な環境を確保できる位置に、衛生面に留意しつつ、便所、シャワー室、更衣スペース等と一体的に又は隣接して計画することが重要である。</p> <p>また、大型の教材・教具、遊具等を用いた多様な活動に対応できるよう十分な規模を確保することが重要である。さらに、医療的配慮から、保健室から</p> | <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> | <p><津波>高層化する場合も、学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討し、特に幼稚園や小学校の場合は、日常の学校生活における校庭等との連続性に配慮することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>近い位置に配置することが望ましい。</p> <p>(9)幼児児童生徒の持ち物等を保管するロッカースペースは、各学級の保育室内や普通教室内、又は保育室や普通教室に近接した位置で各学級の教室と対応するような位置に計画することが望ましい。</p> <p>(10)教室から直接行くことのできるテラス、バルコニー等の空間を、安全管理面等に十分留意しつつ計画することも有効である。</p> <p>(11)保護者の参観や授業への参加、幼児児童生徒の介助も考慮し、規模を計画することが望ましい。</p> <p>第3 屋内運動施設</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)保健体育（小学部は「体育」。以下同じ。）、健康安全・体育的行事、クラブ活動、部活動、学校開放等における各種の運動を支障なく行うことができるよう必要な規模で計画することが重要である。また、<u>地域の防災拠点</u>としての利用に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(2)幼児児童生徒の移動や他の学習空間へ及ぼす騒音等の影響、運動施設相互の連携等に配慮し、適切な位置に計画することが重要である。特に、教科教室型の運営の場合は、保健体育の学習に対応する屋内運動場、武道場、保健体育教室や、教材・教具の作成・収納空間、教員コーナー等をまとめて配置す</p> | <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(1)保健体育（小学部は「体育」。以下同じ。）、健康安全・体育的行事、クラブ活動、部活動、学校開放等における各種の運動を支障なく行うことができるよう必要な規模で計画することが重要である。また、<u>避難所等</u>としての利用に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(2) (略)</p> | <p><津波>高層化する場合も、学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討し、特に幼稚園や小学校の場合は、日常の学校生活における校庭等との連続性に配慮することが重要。</p> <p><避難所>用語の適正化</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>ることも有効である。</p> <p>(3)チーム練習の計画やゲームの作戦等について話し合えるよう、屋内運動施設と一体的にミーティング室等を計画することも有効である。</p> <p>(4)学校開放時における利用にも積極的に対応できるように、出入口や便所、更衣室等の附属施設等を含め、空間の構成、配置、規模等を計画することが望ましい。</p> <p>(5)複数の障害に対応した施設とする場合は、屋内運動施設の相互利用・共同利用に配慮しつつ、動線を含め体育的活動に必要な環境を確保できるよう数、規模及び配置を適切に計画することが重要である。</p> <p>(6)保健体育教員研究室を設ける場合は、必要な規模のものを、屋内外の運動施設を管理しやすい位置に計画することが望ましい。</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | |
| <p>2 屋内運動場</p> <p>(1)学級又は学年の枠を超えた学習グループの編成、クラブ活動又は部活動の種類・数、補助用具等を利用した幼児児童生徒の特殊な活動内容や多様な器具・設備等の設置等に留意し、必要な規模のものを適切な位置に計画することが重要である。</p> | <p>(1) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>【聴覚障害に対応した施設】：屋内運動場における発声・発語の学習後のうがいのための水飲み、手洗い等の施設を附属して計画することが望ましい。</p> <p>(2)通風，換気及び採光を十分確保するとともに，室温に配慮して計画することが重要である。</p> <p>(3)気候的条件，学校規模，各部の体育的活動の状況等に応じ，相互の連携に配慮しつつ，複数の屋内運動場を計画することも有効である。</p> <p>(4)更衣室，便所，運動器具庫等の附属施設と一体的に計画することが重要である。</p> <p>(5)儀式的行事，文化的行事，各種集会，学習・研究成果の発表等における利用を考慮し，ステージ，控え室等の空間の構成，配置，規模等を計画することが重要である。</p> <p>なお，文化活動の場として講堂や音楽ホール等の専用の空間を別に計画し，屋内運動場に備える運動のための機能を高めることも有効である。</p> <p>(6)各種トレーニング器具をまとめて配置したトレーニングルームやダンススタジオを計画することも有効である。</p> <p>(新設)</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7)津波等災害時に，屋内運動場を避難所等として利用するために，上層階に計画することも有効である。その場合には，日常の教育活動に支障を生じない動線計画とすることが重要である。</u></p> | <p>＜津波＞高層化する場合も，学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>第4 動線空間</p> <p>3 廊下，階段等</p> <p>(1)廊下，階段等は，安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模，配置等を計画することが重要である。また，廊下，スロープ等は，多様な移動方法に十分留意して計画することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：校舎内における位置認知の起点としての機能を持たせるように階段の位置等を計画することも有効である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：廊下，階段等には，動線に留意しつつ，利用しやすい位置に，適切な規模の車いす等の置き場を計画することも有効である。また，病院等に併置する場合，病院等との往来のための通路は，上屋の設置や車いす等での移動等を考慮した規模を確保することが望ましい。</p> <p>(2)階段には，十分な広さの階段ホールや踊り場等の空間を，非常時の避難にも配慮しつつ計画することが重要である。</p> <p>(3)幼児児童生徒の休憩，交流等の場や作品等の展示などの場としての利用も考慮して，規模，空間構成等を計画することも有効である。</p> <p>(4)エレベーターやスロープ等は，利用目的に応じた必要な位置に階段との位置関係に留意して計画す</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p><津波>緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には，児童生徒等の人数，年齢，体格等を踏まえ，幅員や勾配を決定することが重要。</p> <p><津波>車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう，スロープを採用することが望ましい。</p> <p><津波>車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう，スロープを採用する</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>ることが重要である。</p> <p>スロープについては、安全な斜度、十分な幅、始 終点前面及び踊り場の余裕等を確保できるように、 規模、配置等を計画することが重要である。</p> <p>エレベーターについては、その輸送能力、利用状 況等に応じ、必要な規模のエレベーターホール等の 空間を計画することが重要である。</p> <p>第6 共通空間</p> <p>1 便所</p> <p>(1)幼児児童生徒の分布の状況、障害の状態や特性、 動線を考慮し、幼児児童生徒が利用しやすい位置 に、男女別に計画することが重要である。</p> <p>また、学校間の交流及び共同学習における他校の幼 児児童生徒の利用や、<u>学校開放時</u>の高齢者、障害者 等の利用に配慮して便所を計画することも重要で ある。</p> <p>(2)心身の発達状況や障害の状態、程度等を考慮し、 衛生面に留意しつつ、保育室や、小学部低学年又は 重度・重複障害のある児童生徒の普通教室に近接又 は隣接した位置にも計画することが望ましい。</p> <p>(3)教職員及び外来者用の便所は、障害者の利用に も配慮しつつ、幼児児童生徒用とは別に、適切な位 置に男女別に計画することが重要である。その際、</p> | <p>(1)幼児児童生徒の分布の状況、障害の状態や特性、 動線を考慮し、幼児児童生徒が利用しやすい位置 に、男女別に計画することが重要である。</p> <p>また、学校間の交流及び共同学習における他校の幼 児児童生徒の利用や、<u>学校開放時又は避難所開設時</u> の高齢者、障害者等の<u>要配慮者の</u>利用に配慮して便 所を計画することも重要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> | <p>ことが望ましい。</p> <p><避難所>高齢者、障害者等の要配慮者 の使用を想定し、洋式トイレや多機能ト イレを確保することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>教員等は休み時間も幼児児童生徒と過ごすことを考慮し、これらを適切な位置に分散して計画することも有効である。</p> <p>第7 学校開放のための空間（保護者や地域住民等との連携協力の場）</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)学校・家庭・地域社会が連携協力するための情報提供や連絡調整の場のほか、地域の小・中学校等との交流及び共同学習の場、PTA活動の拠点となる場、地域の人々がボランティア活動の拠点として活用する場、又は総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場等として計画することが重要である。</p> <p>(2)学校間連携又は学校開放の状況等に応じ、ミーティング室、管理室、ロッカー室、更衣室、器具庫、便所等の室種類を適切に設定し、必要な規模を計画することが望ましい。</p> <p>その際、通常の学校運営に十分配慮し、学校間連携又は地域住民への開放時の管理体制を明確に設定し、当該学校での利用、校舎又は屋内運動施設との役割分担等も考慮することが重要である。</p> <p>(3)外部からの出入りに便利で、開放する特別教室・教科教室、屋内外の運動施設等と連絡の良い位置に計画することが重要である。</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>(4)開放する特別教室・教科教室，屋内外の運動施設等の連絡に留意しつつ，総合的に利用できる空間を計画することも有効である。</p> <p>(5)地域住民等との連携協力の際は，作業学習関係諸室等の活用を考慮して計画することも有効である。</p> <p>(6)<u>地域の防災拠点としての役割を果たすため，備蓄倉庫を併設することが望ましい。</u></p> <p>第9 管理関係室 6 倉庫，機械室等</p> <p>(1)倉庫は，収納・管理する物品等の現況及び将来の需要を把握し，物品の種類に応じ管理や出し入れのしやすい方式を十分検討して，必要となる空間を確保することが重要である。</p> <p>(2)校内の清掃の方法等に応じ，掃除用具庫を適宜分散して計画することが望ましい。また，必要に応じ，施設・設備や庭園・緑地等の維持保全のための作業室を計画することも有効である。</p> <p>(3)各倉庫は，収納・管理する物品等の使用する場所と連絡のよい位置にそれぞれ計画することが望ましい。</p> <p>（新設）</p> | <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)<u>地域の避難所となる場合には，防災担当部局と連携して，必要に応じ，備蓄倉庫を併設することが重要である。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(4)<u>備蓄倉庫を整備する場合には，防災担当部局と連携して，想定される災害に対して安全な場所に設</u></p> | <p><避難所>用語の適正化</p> <p><避難所>災害発生時の想定避難者数に応じて，想定される災害に対して安全な</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>(4)ごみ置き場は、分別収集に対応できる規模のものを、適切な位置に計画することが重要である。</p> <p>(5)機械室や電気室等は、幼児児童生徒の学習・生活空間から離れ、サービスのための動線との接続のよい位置に計画することが望ましい。</p> <p>第4章 各室計画 第1 基本的事項 6 安全・防犯対策</p> <p>(1)柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、突起物、支障物をなくすなど、鋭利な凹凸のない空間とし、多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。</p> <p>(2)幼児児童生徒が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるように計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、的確な施錠管理を行うことが重要である。</p> <p>第3 屋内運動施設等 2 屋内運動場</p> <p>(1)多様な運動種目を想定して面積、長短辺寸法、</p> | <p><u>置るとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保することが重要である。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(1) (略)</p> | <p>位置に十分な備蓄スペースを確保することが重要。</p> <p><津波>教職員が不在時にもパニックオープン等の仕組みの導入等により速やかな避難ができることが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|-----|
| <p>天井高等を計画することが重要である。また、照明、採光及び遮光については、障害の状態や特性、利用形態等に配慮して適切に計画することが重要である。</p> <p>また、障害の状態や特性等に応じた特別な活動や、車いす、歩行器、杖等の使用者が混在した集団での活動等に十分留意して計画することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：衝突防止等のために必要な措置を適切に講じることができるよう十分留意して計画することが重要である。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】：集団補聴システム、視覚表示装置等の設備・機器、太鼓・大型遊具等の器具、鏡などを適切に配置できるように面積、形状等を計画することが重要である。また、音響的環境を確保するため、床の振動性状や他の室・空間への影響等に留意した空間の形状、構造等とすることが重要である。</p> <p>(2)器具室は、器具等を出し入れしやすいように種類に応じ保管することのできる面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>(3)必要に応じ、観覧のための空間を計画することが望ましい。</p> <p>(4)上部を観覧席などとして計画する時は、行われる活動内容・活動形態に応じ、十分安全な面積、形</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>状等とするとともに、十分な高さや強度を持った腰壁や手すりを設置する等、安全性の確保を図ることが重要である。</p> <p>(5)儀式的行事や文化的行事、各種集会、幼児児童生徒の学習・研究成果の発表等での利用を予定する場合は、ステージ、視聴覚メディア、照明機器、音響機器の設置、空間の形状や吸音・反射板等の設置に十分配慮した面積、形状等とすることが望ましい。</p> <p>(6)大型遊具等の用具・器具などを適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>(7)トレーニングルームを設ける場合は、視聴覚機器等の設備の設置に留意しつつ、各種運動器具等を、安全に利用できる動作空間を適切に設置できるような面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>(8)ダンススタジオを設ける場合には、練習等に必要の設備の設置に留意しつつ、利用人数、利用内容等に応じ適切な面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>(9)必要に応じ、ギャラリーやランニングルートを設置する場合、適切な面積、形状等とすることが望ましい。また、準備運動時の利用に配慮することも望ましい。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：ランニングルートには、レーランナー等を備えることが有効である。</p> | <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--------------------------|
| <p>(10)災害時の避難場所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</p> <p>4 屋内プール</p> <p>(1)水槽部分は、利用内容等を考慮しつつ、長さ及び幅を適切に設定し、必要な水面積を確保することが重要である。その際、水中での身体の動きに関する指導など、自立活動のための場としての利用も考慮して計画することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：誘導や壁面への衝突防止等のために必要な措置を講じることが重要である。</p> <p>(2)水深については、急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、幼児児童生徒の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。</p> <p>(3)プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさや利用する幼児児童生徒の障害の特性等を考慮して、十分な広さを確保するとともに、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくい舗装とすることが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：プールサイドは、水槽への転落防止等のために必要な措置に留意して</p> | <p>(10)避難所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> | <p><避難所>用語の適正化</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>計画することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：プールサイドは、車いす等での利用を考慮し、水槽への転落防止等のための措置や十分な広さとなるよう計画することが重要である。また、臥位、座位等での利用を考慮し、感触が良く滑らかな材質のものによる仕上げ部分を計画することが望ましい。</p> <p>(4)適切な浄化装置を設置することが重要である。</p> <p>また、排（環）水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。</p> <p>(5)便所、更衣室、シャワー室等の附属施設は、幼児児童生徒の障害の特性及び利用状況等に応じ適切な面積のものを、指導者や見学者の動線の設定に留意しつつ配置することが重要である。また、更衣室に隣接して洗濯機や乾燥機の設置スペースを計画することも有効である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：附属施設は、車いすや歩行器、杖等を使用する幼児児童生徒が安全かつ円滑に利用できるように配置することが重要である。</p> <p>(6)必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。</p> | <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>(7)必要に応じ、採暖室や開放時の保護者の控え室を計画することが望ましい。</p> <p>(8)湿気が流出しないような出入口等の位置，室構成等とすることが重要である。</p> <p>(9)災害時の防火用水，便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。</p> <p>(10)必要に応じ，プールの利用者に対する危険発生等を周知させるための放送設備を計画することが望ましい。また，利用者への適切な警告や注意をするための看板や標識類を施設の入り口付近等の目に付く位置に設置することも有効である。</p> <p>【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：指示・注意等を提示する装置等の設備・機器を適切に配置できるような面積，形状等とすることが重要である。</p> <p>(11)水槽内への出入りをしやすいよう，移動装置やスロープでの出入りなど出入りの方法等に応じ水槽への出入り部分やプールサイドの縁等は，移動装置やスロープの利用など，水槽内への出入り方法等に応じた仕様とすることが望ましい。</p> | <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> | <p><避難所>災害による断水時のトイレの洗浄機能を確保するため，プールの水を利用することは有効。</p> |
| <p>第4 動線空間</p> <p>2 昇降口，玄関等</p> <p>(1)出入口は，多様な利用者が安全かつ円滑に利用できるよう，段差を設けず，十分な幅を確保できる</p> | <p>(1) (略)</p> | <p><避難所>段差の解消，スロープの設置，手すりや誘導装置の設置など，バリアフ</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----------------------|
| <p>ような形状等とすることが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：昇降口部分は、誘導材・設備の設置等に留意しつつ、白杖による移動等に支障のない面積，形状等とすることが望ましい。また，移動経路に留意して，利用しやすい位置に杖を置くためのスペースを計画することも有効である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：昇降口部分は，車いすや補助用具等の多様な形態による移動に支障のない面積，形状等とすることが重要である。また，移動経路に留意して，利用しやすい位置に車いすや補助用具等を置くためのスペースを計画することも有効である。</p> <p>(2)上，下足の履き替え方式をとる場合は，下足箱，傘立て等を適切に配置できるような面積，形状等とすることが重要である。</p> <p>(3)在籍する幼児児童生徒同士の交流に加え，教職員や地域の小・中学校等の幼児児童生徒，地域住民等との交流の場としてふさわしい意匠に配慮した空間とすることが望ましい。また，情報提供のための掲示板等を設置することも有効である。</p> <p>(4)昇降口部分等にロッカースペースをまとめて計画する場合は，幼児児童生徒の利用動線に十分留意し，ロッカー等の家具を適切に配置できるような面積，形状等とすることが重要である。</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p>リー化を進めておくことが重要</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(5)訪問者が利用する玄関及び学校開放用昇降口は、訪問者に分かりやすい位置に計画することが望ましい。</p> <p>(6)地域の気候的状况等に応じ風除室を設けることも有効である。</p> <p>3 廊下，階段等</p> <p>(1)日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し，過度の混雑を生じることのない安全な幅，形状等とするとともに，表面は滑りにくい仕上げとすることが重要である。</p> <p>また，段差を解消するためのスロープの設置や発達の段階等に応じた手すりの設置に十分留意して計画することが重要である。</p> <p>さらに，階段は，幼児児童生徒が安全かつ円滑に昇降できるような蹴上，踏面，踊り場の寸法，形状等を計画することが重要である。特に，吹抜け等に面した階段では，墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：誘導材・設備の設置や多様な形態による移動に留意し，安全な幅員，形状等とすることが重要である。特に，防火区画廻りにおける日常時と緊急時の動線の設定に十分留意して計画することが重要である。</p> <p>また，階段は，段の上端と下端を認識しやすくす</p> | <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(1) 日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し，過度の混雑を生じることのない安全な幅，形状等とするとともに，表面は滑りにくい仕上げとすることが重要である。</p> <p>また，段差を解消するためのスロープの設置や発達の段階等に応じた手すりの設置に十分留意して計画することが重要である。</p> <p>さらに，階段は，幼児児童生徒が安全かつ円滑に昇降できるような<u>けあげ</u>，踏面，<u>踊場</u>の寸法，形状等を計画することが重要である。特に，吹抜け等に面した階段では，墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：誘導材・設備の設置や多様な形態による移動に留意し，安全な幅員，形状等とすることが重要である。特に，防火区画廻りにおける日常時と緊急時の動線の設定に十分留意して計画することが重要である。</p> <p>また，階段は，段の上端と下端を認識しやすくす</p> | <p><避難所>外からの冷氣等を防ぐために，風除室を設置することも有効。</p> <p><津波>緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には，児童生徒等の人数，年齢，体格等を踏まえ，幅員や勾配，段差等を決定することが重要。</p> <p><津波>車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう，スロープを採用することが望ましい。</p> <p><けあげ>用語の適正化</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>るため、明度、色相又は彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けたりするなどの配慮をすることが重要である。</p> <p>(2)廊下の曲がり角、廊下と階段の接続部等は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通しを確保するなど形状等を工夫することが重要である。</p> <p>(3)廊下に幼児児童生徒の休憩、交流等のための空間を計画することが重要である。その際、移動の支障とならないよう配慮することが重要である。また、学校紹介や幼児児童生徒の作品等の展示などのためのギャラリー等としての利用を考慮して計画することも重要である。</p> <p>(4)エレベーターは、幼児児童生徒の障害の状態や利用状況等を考慮しつつ、利用しやすいように主要な経路に隣接して設置することが重要である。また、エレベーターホールは、車いす等の使用や機器等の搬出入等を考慮し、利用人数等に応じた適切な面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：エレベーター乗降ロビーの押しボタンやかご内の操作盤等に、点字等の表示を行うことが有効である。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】：緊急時の応答、過負荷ブザー等の音声情報を視覚情報等で表示することが有効である。</p> <p>(5)【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：階段の</p> | <p>るため、明度、色相又は彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けたりするなどの配慮をすることが重要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | <p><避難所>段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置など、バリアフリー化を進めておくことが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>降り口には、車いすの転落防止のための措置を講じることが望ましい。</p> <p>(6)上下階をつなぐスロープを設ける場合は、幼児児童生徒の運動機能の発達の段階等を考慮し、日常及び避難時の通行の場として過度の混雑を生じることのない安全な幅員、形状等とすることが重要である。</p> <p>(7)廊下の突き当たり部は、衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>第6 共通空間</p> <p>1 便所、手洗い、流し等</p> <p>(1)便所は、障害の状態や特性等を考慮し、水洗式で、男女別に幼児児童生徒の数、利用率、体格等に応じた適切な数と種類の便器等の衛生器具を設置できる面積、形状とし、清潔で使いやすく、良好な雰囲気となるよう計画することが重要である。</p> <p>【知的障害に対応した施設】：指導者が生理の指導を行うことのできる空間を女子用の便所内に計画することが重要である。</p> <p>(2)障害者用の便器、手すり等の設備を設置した空間を、一般の便所内あるいは適当な位置に計画することが重要である。また、他の学校との交流時における他校の幼児児童生徒の利用についても考慮して計画することが望ましい。</p> | <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した多機能トイレを、一般の便所内あるいは適当な位置に計画することが重要である。また、他の学校との交流時における他校の幼児児童生徒の利用についても考慮して計画することが望ましい。</p> | <p><避難所>複数の対策を組み合わせ、必要なトイレ数を確保することが重要。</p> <p><避難所>高齢者、障害者等の要配慮者の使用を想定し、洋式トイレや多機能トイレを確保することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：身体の動きが極めて困難な幼児児童生徒の利用する便所は、障害の状態や特性等に応じた姿勢での排せつが可能な仕様の便器、ベッド、洗浄設備、手洗い等を、介助者が介助しやすいように十分な動作空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>また、必要に応じ、おむつ交換用のベッドを設置するスペースを、使用時に区画できるように計画することが望ましい。なお、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じた必要な改修等に対応できるように配慮した計画とすることが望ましい。</p> <p>【病弱に対応した施設】：便所内には、必要に応じ、蓄尿容器の置き場及び洗浄のためのスペースを計画することが重要である。</p> <p>また、必要に応じ、過度の肥満の幼児児童生徒のために、便器への移乗のための設備の利用に配慮した面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>③便所の手洗い部分については、衛生に配慮しながら、洗面室、洗面コーナー等として独立して計画</p> | <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：身体の動きが極めて困難な幼児児童生徒の利用する便所は、障害の状態や特性等に応じた姿勢での排せつが可能な仕様の便器、ベッド、洗浄設備、手洗い等を、介助者が介助しやすいように十分な動作空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>また、必要に応じ、おむつ交換用のベッドを設置するスペースを、使用時に区画できるように計画することが望ましい。なお、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じた必要な改修等に対応できるように配慮した計画とすることが望ましい。</p> <p>【病弱に対応した施設】：便所内には、必要に応じ、蓄尿容器の置き場及び洗浄のためのスペースを計画することが重要である。</p> <p>また、必要に応じ、過度の肥満の幼児児童生徒のために、便器への移乗のための設備の利用に配慮した面積、形状等とすることが重要である。</p> <p><u>③避難所となる場合には、災害時に便器が使用できなくなることや、不足することも考慮し、マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ、必要な数を確保できるようにすることが重要である。</u></p> <p>また、災害時の避難者の利用にも配慮して計画することが重要である。</p> <p>④（略）</p> | <p><避難所>複数の対策を組み合わせ、必要なトイレ数を確保することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>することも有効である。</p> <p>(4)保護者が利用する便所には、ベビーベッド等を設置するスペースを確保することが望ましい。</p> <p>(5)手洗い、流し等を設置する空間は、まとまりのあるコーナーとして計画し、幼児児童生徒の数、利用率等に応じた十分な数の水栓を適当な間隔、高さ・奥行きで設置できる面積、形状等とすることが重要である。その際、感染症予防の観点も踏まえて計画することが重要である。また、通行部分が濡れるような配置は避けて計画することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：手洗い、流し等は、車いす等を使用しての利用に十分留意して計画することが重要である。</p> <p>(6)災害時の避難住民の利用にも配慮して計画することも有効である。</p> <p>第5章 詳細設計 第1 基本的事項 1 安全性</p> <p>(1)教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、各部の細部に至るまで十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(2)幼児児童生徒の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナー</p> | <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>((3)に移動)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | <p><避難所>施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や、安全な避難経路の確保が重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---------------------------|
| <p>の面取り，手すりや扉のストッパーの設置，突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うことが重要である。また，幼児児童生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保するため，効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。</p> <p>また，本来，幼児児童生徒が乗ることを想定していない，渡り廊下や駐輪場の屋根，天井裏等についても，安全性の確保について配慮することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：感触の異なる材質の材料や明度，色相又は彩度の対比を効果的に活用した設計とするとともに，聴覚による環境の認知が行いやすいよう音の反射等の活用を考慮した設計とすることが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒の病気の種類等により求められる環境が大きく異なることに十分留意し，適切な環境を確保できるよう設計することが重要である。</p> <p>(3)地震，暴風時等における<u>家具の転倒，落下や経年・老朽化による仕上げ材の落下を防止するため，適切な仕様，工法とし，必要に応じて家具等を配置する部分の補強，確実な固定措置を講じるよう設計することが重要である。</u></p> <p>(4)特に，やむを得ず学校施設を高層化する場合に</p> | <p>(3)地震，暴風時等における<u>天井，照明等の脱落，破損や家具の転倒，落下の防止，経年・老朽化による仕上げ材等の落下の防止など，非構造部材等の安全性を確保するため，適切な設計，仕様，工法とし，必要に応じて家具等を配置する部分の補強，確実な固定措置を講じる</u>ことが重要である。</p> <p>(4)（略）</p> | <p><非構造部材の耐震対策></p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>は、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>3 快適性</p> <p>(1)採光，通風，換気，音響等の良好な学習環境の確保に留意するとともに，ゆとりと潤いを感じられるように設計することが重要である。</p> <p>【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：障害の特性に配慮し，特に良好な音響的環境を確保するように設計することが重要である。</p> <p>(2)柔らかで温かみのある教育環境づくりを行うことが重要である。</p> <p>(3)色彩の視覚面や心理面での効果，材質や仕上げの感触面での効果等を十分に検討しつつ，空間認知がしやすく，円滑に移動できるよう各部を設計することが重要である。</p> <p>(4)屋内の熱の損失，結露等外気の影響を低減し，居住性を高めるために，外壁，屋上，最下階の床等の各部を断熱化することが重要である。</p> <p>第2 内部仕上げ</p> <p>2 材質</p> <p>(1)床には滑りやすい材質のものの使用を避け，必要に応じ，滑り止めを設けることが重要である。</p> <p>(2)水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | <p><避難所>避難所の居住スペースとなる部分は，断熱化を図っておくことが重要。</p> <p><けあげ></p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>込まれる部分には、清掃等の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。</p> <p>なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要である。また、便所については、ドライ方式とすることも有効である。</p> <p>(3)適度の吸音性、遮音性のある材質のものを使用することが重要である。特に、静寂さの必要な室・空間や大きな騒音の発生が予想される室・空間等については、十分な吸音性、遮音性をもつ材質のものを使用することが重要である。</p> <p>また、机等の移動時の騒音や通行騒音を少なくする上で、普通教室、保育室、廊下等の天井や床に吸音性をもつ材質のものを使用することが望ましい。</p> <p>【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：普通教室、保育室について十分な吸音性、遮音性をもつ材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(4)幼児児童生徒の実態等に留意しつつ、汚れにくく、清掃がしやすい材質のものを使用することが望ましい。</p> <p>(5)特に清潔を要する室・空間、活動に伴い汚れの生じやすい室・空間の内装は、十分な耐汚性を持ち、日常的に清掃がしやすい材質のものを使用することが重要である。</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>(6)壁，床等には，十分な強度と適度な弾力性を持ち，十分な耐久性のある材質のものを使用することが重要である。特に，プレイルームや身体の動きに関する指導を行う空間など身体的な活動を活発に行う空間の床は，不陸や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。</p> <p>なお，必要に応じて，幼児児童生徒の衝突・転倒時の衝撃を和らげる材質のものを使用することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：臥位，座位での活動等を行う空間の床は，不陸や表面の荒れなどを生じにくい材料を使用することが重要である。</p> <p>(7)燃えにくい材質のものを使用することが望ましい。特に，火気使用室，暖房器具の周辺などの天井，壁等の内装は，十分な防火性のある材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(8)酸性，アルカリ性等の強い薬品を使用する室・空間の内装は，耐薬品性のある材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(9)木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を使用することが望ましい。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：臥位，座位等での活動等を行う空間の床等の仕上げ材は，柔らかな手触りや温かみの感じられる木質材料など</p> | <p>(6)（略）</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8)（略）</p> <p>(9)木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を使用することが望ましい。<u>このことは，学校施設が避難所となった場合の居住空間の温熱環境の確保の観点からも望ましい。</u></p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：臥位，座</p> | <p><避難所>避難所の寒さ対策として，内装木質化等の対策を講じることが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---------------------------|
| <p>の素材を使用することが望ましい。</p> <p>(10)再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。</p> <p>(11)幼児児童生徒の健康と快適性を確保するため、室内空気を汚染する化学物質の発生のない、又は少ない建材を採用するとともに、施工手順・方法に配慮することが重要である。</p> <p>3 天井，壁等</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。</p> <p>(2)壁には、幼児児童生徒の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物を設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。また、幼児児童生徒の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。</p> <p>【知的障害又は肢体不自由に対応した施設】：動作の模倣や動作等の学習のために大鏡の設置を計画する場合は、安全性の確保に配慮した仕様とすることが重要である。</p> <p>(3)柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取</p> | <p>位等での活動等を行う空間の床等の仕上げ材は、柔らかな手触りや温かみの感じられる木質材料などの素材を使用することが望ましい。</p> <p>(10)（略）</p> <p>(11)（略）</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。<u>特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> | <p><非構造部材の耐震対策></p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については、特に留意することが重要である。</p> <p>(4)運動を行う空間の天井は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。</p> <p>(5)音の発生する室・空間及び一定の静寂さを必要とする室・空間の壁、天井等は、十分な遮音性、吸音性をもつ仕様等とすることが重要である。</p> <p>(6)音楽的な活動や音楽の鑑賞を行う室・空間や音の発生する広い室・空間は、床を含め天井、壁等の吸音・反射面を適切に処理することが望ましい。</p> <p>(7)教室前部の袖壁等は、教室前面への日光の直射を抑制できるような形状、寸法等とすることが望ましい。</p> <p>(8)建物の外気に面する壁、最上階の天井等を、必要に応じ、断熱化することが望ましい。</p> <p>(9)移動間仕切りを設ける場合は、壁体の重量、移動や固定の方法等を十分検討して、仕様、形式等を設計することが重要である。また、適切な遮音性を有する仕様とすることが重要である。</p> <p>(10)便所のブースの扉は、緊急時に外側から開けられる仕様とし、教職員が、必要に応じブース内の安全を確認でき、また、幼児児童生徒の発達段階等</p> | <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8)建物の外気に面する壁、最上階の天井等を、必要に応じ、断熱化することが重要である。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> | <p><避難所>避難所の居住スペースとなる部分は、断熱化を図っておくことが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|-------------------|-----|
| <p>に応じ容易に操作できるような扉の高さ、施錠の方式とすることが望ましい。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒の車いすの転回や導尿の処置、排泄指導のためのスペースを十分に計画することが重要である。便器の周辺には、幼児児童生徒の発達の段階等に留意しつつ、適切な位置に手すりを設置することが重要である。</p> <p>【知的障害に対応した施設】：女子用便所ブースは、ブース内で指導者が生理の指導を行うことのできるような広さを計画するとともに、用品等を置くための小棚を設置することが望ましい。</p> <p>(11)このほか、障害の特性に応じて、以下の点にも留意することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：教室や位置を表示するための拡大文字、点字等による表示板等の設置について計画し、必要に応じ設置予定部分の壁、天井等を補強し、取り付け用金具等を設置するなど、確実に固定するための措置を講じるように設計することが重要である。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】：補聴効果を上げるため、学習する室・空間の壁、天井等は、十分な遮音性、吸音性を持つ仕様等とすることが重要である。特に、聴力検査室は、外部からの音を十分に遮断するため必要な防音のための措置を講ずることが重</p> | <p>(11) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|-------------------|---|
| <p>要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：壁，出入口の建具等の下部に，車いす等の接触や衝突に対する保護のための措置を講じることが望ましい。また，上下階をつなぐスロープの踊り場や昇り口の近傍には，衝撃を緩和するための措置を講じることが望ましい。</p> <p>なお，天井面の意匠や形状等を工夫したり，教材等を掲示できるような仕様とすることも有効である。</p> <p>【知的障害，肢体不自由又は病弱に対応した施設】：浴槽は，介助方法に留意しつつ，適切な仕様，設置高さ等とすることが重要である。また，浴槽や水栓の周辺等には，手すりを，幼児児童生徒の発達の段階等に留意しつつ，適切な位置に設置することが重要である。</p> <p>4 床</p> <p>(1)床には，気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや，これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には，必要に応じ，適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：やむを得ず段差の生じる部分には，幼児児童生徒が容易に段差を認知で</p> | <p>(1) (略)</p> | <p><津波>車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう，スロープを採用することが望ましい。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>きるような措置を講ずることが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：床には、車いす等の通行の支障となるような隙間を生じないよう計画することが重要である。</p> <p>(2)結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。</p> <p>(3)運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とすることが重要である。また、大規模な機械・機器等が必要となる実験・実習等を行う室・空間の床についても、十分な強度を備えることが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：壁への衝突を防止する上で、壁周辺の床に適度の傾斜をつけることも有効である。</p> <p>(4)運動を行う空間の床は、バレー、バドミントン等のネットの支柱等必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが望ましい。</p> <p>(5)実験・実習に伴い振動の発生する室・空間又は振動を嫌う実験・実習を行う室・空間の床は、振動の伝播を防止できる仕様等とすることが重要であ</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>る。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】：振動により音の伝達を行う室・空間を計画する場合は、他の室・空間への振動及び騒音の伝播の防止を考慮した仕様とすることが重要である。</p> <p>(6)情報機器の導入に対応し、必要に応じて、二重床、床ピット等による配線のための空間を計画することも有効である。</p> <p>(7)階段は、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。</p> <p>(8)階段は、幼児児童生徒の身体の動きに関する状態や発達の段階等を考慮し、昇降しやすい一定の踏み面、蹴上げの寸法を設定するとともに、踏み面には、転倒やスリップ防止等のために滑りやすい材料を使用することは避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。その際、弱視児等が階段の各段を容易に認知できるような措置を講じることが重要である。</p> <p>また、スロープは、車いす利用者だけでなく、多様な利用者が安全で使いやすいように、適切な勾配、手すりの設置等に配慮するとともに、滑りやすい材料を使用することは避け、必要に応じ、滑り止</p> | <p>(6) (略)</p> <p>(7)階段の段差は、<u>幼児児童生徒が安全に昇降できる寸法とすることが重要である。</u>また、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。</p> <p>(8) (略)</p> | <p><けあげ>一定の条件を満たせば、けあげが18cmまでに可になることに伴う記載の充実（従来は16cm以下）</p> <p><けあげ></p> <p><津波>車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、スロープを採用することが望ましい。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--------------------------------|-----|
| <p>めを設けることが重要である。</p> <p>(9)音の発生する室・空間の床は、十分な遮音性をもつ仕様等とすることが重要である。特に、校舎等の上に屋内運動場、プールを計画する場合は、他の室・空間への振動及び騒音の伝播の防止を考慮した仕様とすることが重要である。</p> <p>(10)このほか、障害の特性に応じて、以下の点にも留意することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：廊下等通行部分の床は、幼児児童生徒が通行の方向や位置などを認知できるように設計することが望ましい。その際、通行の方向にかかわらず教室の位置を認知できるように配慮することが望ましい。</p> <p>また、開口部や階段など衝突や墜落・転落等の事故の生じるおそれのある部分の床は、点状ブロック等の敷設などにより容易に認知できるような仕様とすることが重要である。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】：集団補聴システムを利用する室・空間の床は、可聴範囲に応じたアンテナの設置可能な仕様等とすることが重要である。</p> <p>第3 開口部 1 共通事項</p> | <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---------------------------|
| <p>(1)採光，通風，換気等を効果的に行うことができる配置，大きさ，形式等とすることが重要である。</p> <p>【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：視覚を有効に活用する上で，積極的に自然光を取り入れることができるように計画することが望ましい。なお，その際，幼児児童生徒のまぶしさや口元の見やすさなどに配慮し，適切に明るさを調整できるように計画することが重要である。</p> <p>【病弱に対応した施設】：幼児児童生徒が日常的に利用する普通教室や動線空間は，病気の種類に応じ，必要となる採光，通風，換気等の条件の確保に十分留意することが重要である。</p> <p>(2)幼児児童生徒の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ，また，地震，暴風等に対して破壊，脱落等することのないよう，十分安全でかつ使用しやすい構造，形式等とすることが重要である。特に，幼児児童生徒の衝突に対して十分な安全を確保できるように，材料，形状等を計画することが重要である。</p> <p>【知的障害に対応した施設】：幼児児童生徒が誤って外出することを防止するための措置を講じることが望ましい。特に，2階以上の階からの墜落等の事故が発生しないよう十分留意することが重要である。</p> <p>(3)遮音，断熱等が必要な室・空間の開口部につい</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幼児児童生徒の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ，また，地震，暴風等に対して脱落，破損等することのないよう，十分安全でかつ使用しやすい構造，形式等とすることが重要である。特に，幼児児童生徒の衝突に対して十分な安全を確保できるように，材料，形状等を計画することが重要である。</p> <p>【知的障害に対応した施設】：幼児児童生徒が誤って外出することを防止するための措置を講じることが望ましい。特に，2階以上の階からの墜落等の事故が発生しないよう十分留意することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> | <p><非構造部材の耐震対策></p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>ては、十分な気密性を確保した仕様とすることが重要である。なお、必要に応じ、断熱仕様の建具とすることが望ましい。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】：聴力検査室の開口部については、適切な音響環境を確保できるよう計画することが重要である。</p> <p>(4)自立活動関係諸室や実験・実習等を行う室・空間の開口部は、指導や検査、実験・実習等の内容に応じ、必要な光、音、熱等に関する環境を確保・調節できるような構造、形式等とすることが重要である。</p> <p>【知的障害に対応した施設】：作業学習関係諸室の開口部についても、指導の内容に応じ、必要な光、音、熱等に関する環境を確保・調節できるような構造、形式等とすることが重要である。</p> <p>(5)奥行きが深い空間や面積の広い空間は、室内の採光、換気、室温、音響等に特に留意し、窓等の位置、面積、仕様等を設計することが重要である。</p> <p>(6)ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、風等の災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないように、各種ガラスの安全性能を十分に踏まえ、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。</p> <p>また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚して衝突しないように、ガラスが認識できる工夫を</p> | <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>することが重要である。</p> <p>情緒障害や自閉症，ADHD等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は，パニックや多動・衝動性等を考慮し，安全対策に十分配慮して計画することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：弱視児等がガラスを容易に認知できるような措置を講じることが重要である。</p> <p>(7)幼児児童生徒が開閉する窓，出入口等のクレセントやノブ等の開閉装置は，操作しやすい仕様のものでし，幼児児童生徒の実態等に応じた高さに設計することが重要である。</p> <p>【知的障害に対応した施設】：幼児児童生徒の開閉による飛び出しや墜落等の事故が発生しないよう，安全対策に十分配慮して設計することが重要である。</p> <p>(8)扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。</p> <p>2 窓</p> <p>(1)利用内容等に応じ，適切な採光を確保できるように，窓の位置，面積，形式等を適切に設定することが重要である。また，清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。</p> <p>(2)見通しの機能を持たせる窓は，幼児児童生徒の</p> | <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>目の高さを勘案して、高さ等を設定することが重要である。その際、車いす利用の幼児児童生徒の視線の位置に留意することが重要である。</p> <p>(3)幼児児童生徒の学習の場となる室・空間の窓は、必要かつ十分な面積を確保し、光の方向に留意した適切な位置に設計することが重要である。</p> <p>(4)日射の強さや方向、室内の活動等の状況に応じ、日照を調節できるような庇の形状、ガラスの選定等について検討することが望ましい。</p> <p>(5)学習内容に応じ室内を暗くすることが必要な室・空間の窓には、外部からの光を適宜遮断できるような設備等を設けることが望ましい。</p> <p>(6)窓による自然換気を行うことが必要な室・空間の窓は、位置、開閉の方法等に留意した有効な開口面積を確保できる形式とすることが重要である。</p> <p>(7)墜落のおそれのある窓は、腰壁の高さを適切に設定し、窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、幼児児童生徒の墜落防止のために、窓面に手すりを安全な高さに設けること、開口幅の制限を検討すること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6)窓による自然換気を行うことが必要な室・空間の窓は、位置、開閉の方法等に留意した有効な開口面積を確保できる形式とすることが重要である。<u>また、窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効である。</u></p> <p>(7) (略)</p> | <p><避難所>窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>【知的障害に対応した施設】：必要に応じ，中間に開放ストッパー等を設けることが望ましい。</p> <p>(8)底を設ける場合には，屋内から容易に立入りができないように設計することが重要である。その際，高さや材質，大きさ等について，安全であると錯覚しないように配慮した計画とし，必要に応じ，窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。</p> <p>(9)天窓については，夏季における温度の上昇，材料の性能劣化，地震時の破損・落下等について留意して計画することが重要である。</p> <p>(10)人が乗ることを想定していない天窓は，設置場所や設置状況等を把握した上で，防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落防止に十分配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>3 出入口</p> <p>(1)出入口の幅は，非常時の幼児児童生徒の避難や，学校開放時の高齢者，障害者の利用等も考慮し，必要かつ十分な幅を確保した上で，扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。</p> <p>また，敷居部分に通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式，仕様等とし，その周辺は，衝突事故防止等に対し，十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に，屋内外の出入</p> | <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(1) (略)</p> | <p><津波> 緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には，児童生徒等の人数，年齢，体格等を踏まえ，幅員や勾配，段差等を決定することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|-----|
| <p>口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないように敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具の使用等多様な移動方法に応じた必要かつ十分な幅を計画することが重要である。なお、必要に応じ、開閉時の安全性に十分留意しつつ、適所を自動扉とすることも有効である。</p> <p>(2)出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。 なお、開き戸を設ける場合は、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。</p> <p>(3)屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止できるように設計することが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。</p> <p>(4)屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等については、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。特に、防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、幼児児童生徒に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが重要である。</p> <p>また、避難動線上にある防火戸は、避難時の開閉及び通行に十分留意して設計することが重要である。</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---------------------------|
| <p>第4 外部仕上げ</p> <p>3 屋根，外壁等</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法とすることが重要である。</p> <p>(2)幼児児童生徒の活動空間に面する部分は，幼児児童生徒の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に，壁や柱などの出隅部分は，幼児児童生徒の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。また，情緒障害や自閉症，ADHD等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は，パニックや多動・衝動性等を考慮して特に安全な形状等とすることが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：壁や柱などの出隅部分は，幼児児童生徒の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。</p> <p>(3)多雪地域においては，雪の落下による下部の屋根やサッシュ等の被害を防止するために必要な措置を講じることが重要である。</p> <p>(4)犬走りやテラスその他幼児児童生徒が通行する部分には，危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。</p> | <p>(1)剥落するおそれのない工法とすることが重要である。<u>特に，地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> | <p><非構造部材の耐震対策></p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>第6 その他</p> <p>1 屋上</p> <p>(1)屋上を利用する計画とする場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)保守点検を行いやすい計画とするとともに、地域特性や環境条件等を考慮しつつ、太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。</p> <p>(3)地域の景観等を考慮した形状として計画することも有効である。</p> <p>(4)屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。</p> <p>(5)屋上への出入口は、幼児児童生徒が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。</p> <p>(6)塔屋等のタラップについては、幼児児童生徒が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。</p> <p>4 手すり</p> <p>(1)階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さとな十分な強度の手すりを設計することが重要である。ま</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(1) (略)</p> | <p><津波>屋上への避難を想定する場合は、避難者数を想定して屋上の強度を確認することが重要。</p> <p><津波>屋上への避難を想定する場合は、落下防止用の手すりを設けることが重要。</p> <p><津波>屋上への避難を想定する場合は、落下防止用の手すりを設けることが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>た、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、幼児児童生徒の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。</p> <p>情緒障害や自閉症、ADHD等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、パニックや多動・衝動性等を考慮し、墜落防止等の十分な安全性を確保することが重要である。</p> <p>(2)廊下・階段等の手すりは、幼児児童生徒が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状とし、幼児児童生徒の体格等に適した高さに連続して設置することが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等の使用など、多様な移動方法等に適した高さに設置することが重要である。</p> <p>(3)階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。</p> <p>【知的障害、肢体不自由又は病弱に対応した施設】：必要に応じ、幼児児童生徒の一人歩き用の手すりを設置することも有効である。</p> <p>(4)手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん</p> | <p>(2) 廊下・階段等の手すりは、幼児児童生徒が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状とし、幼児児童生徒の体格等に適した高さに連続して設置することが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。<u>なお、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえ、二段手すりを整備することも有効である。</u></p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等の使用など、多様な移動方法等に適した高さに設置することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p>＜津波＞屋上への避難を想定する場合、高齢者用に二段手すりを整備することも有効である。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないように 終端部分の仕様等に留意して設計することが重要 である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：幼児児童生徒への位 置や進行方向の状況、手すりの終端等必要な情報を 伝達するための措置を講じることが望ましい。</p> <p>(5)便所、浴室等の手すりは、幼児児童生徒の体格 や身体の動きに関する状態等に応じ、円滑に諸行為 を行うことができるように形状、設置位置等を設計 することが重要である。</p> <p>第6章 屋外計画 第1 基本的事項 1 教育的環境の向上</p> <p>(1)防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意し て各施設部分を計画し、設計することが重要であ る。</p> | <p>(5) (略)</p> <p>(1)防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意し て各施設部分を計画し、設計することが重要であ る。<u>特に、屋外に避難路※を計画する場合において は、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状 とするとともに、滑りにくい仕上げとすることが重 要である。</u></p> <p><u>※避難路・・・避難する際に通行する道路、通路、 階段そのもの。一方、避難経路は、ある場所から避 難目標地点まで最短時間でかつ安全に到達できる 道筋を言う。</u></p> | <p><津波>緊急避難場所への避難路や避難 階段の整備を行う場合には、児童生徒等 の人数、年齢、体格等を踏まえ、幅員や 勾配、段差等を決定することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)屋外における幼児児童生徒の多様な活動内容等を十分勘案した適切な空間構成、配置等を計画することが重要である。</p> <p>(3)幼児児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等に応じた人体寸法、動作寸法、行動特性との適合に配慮して各施設部分を計画し、設計することが重要である。複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性等を考慮しつつ、各々の利用にとって妨げとならないよう各施設部分を計画することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等での活動や移動に十分留意して設計することが重要である。</p> <p>(4)幼児児童生徒の自然体験を豊かにするため、防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意しつつ、現存する森、樹木、池等や自然の傾斜等を有効に活</p> | <p><u>(2)津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが望ましい。この場合に、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。</u></p> <p><u>(3)階段やスロープの上り口に、車いすの利用者などによる滞留が生じないように、十分な面積の上り口を確保することが望ましい。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | <p>＜津波＞車いすの利用者の円滑な避難のため、高台等への避難路には階段ではなくスロープを採用することが望ましい。この場合のスロープは、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配とすることが望ましい。</p> <p>＜津波＞車いすの利用者が会談により避難する場合には、滞留が生じないように上り口を広く確保することが望ましい。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>用するように各施設部分を計画し、設計することも有効である。</p> <p>(5)環境を考慮した学校施設としての取組として、太陽光パネル、風力発電装置等を設置することは、環境教育における活用という観点からも望ましい。その際、環境教育に活用しやすいよう動線等を考慮して計画することが望ましい。</p> <p>(6)手洗い、うがい等のための設備を設置する空間を屋外との主要な出入口近傍に計画することが望ましい。</p> <p>第2 屋外運動施設</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)幼児児童生徒の障害の特性等を考慮しつつ、運動の種類、利用形態等に応じ必要な機能を確保するように計画することが重要である。その際、学校開放時や地域の小・中学校等との交流及び共同学習における利用を考慮して計画することが重要である。</p> <p>【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：幼児児童生徒への指示等を提示する装置等の設備・機器を適切に配置できるように面積、形状等を計画することが重要である。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】：集団補聴システムを利用する場合は、可聴範囲に応じたアンテナの設置</p> | <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(1) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>等に配慮して屋外運動施設の構造，仕様等を計画することが重要である。</p> <p>(2)屋外運動場，各種コート等を，設定された施設機能に応じ，それぞれの関連性や相互の影響を考慮し，附属施設との連絡に留意しつつ，適切に配置することが重要である。</p> <p>(3)緑地などによる緩衝帯を計画することも有効である。</p> <p>(4)運動器具庫，手・足洗い場，便所，更衣室等の附属施設は，学校開放時も踏まえた利用状況に応じ適切な面積を確保し，幼児児童生徒が利用しやすいよう配置することが重要である。また，維持管理のための用具等を収納し，管理する倉庫等の施設を適切な位置に計画することが重要である。</p> <p>(5)必要に応じ，周辺住民への影響に配慮しつつ夜間照明等の設備についても計画することが望ましい。</p> <p>(6)必要に応じ，日除けのための施設を適当な通風の得られる位置に設けることが望ましい。また，観覧のための空間を確保することも有効である。</p> <p>(7)屋上に運動施設を計画する場合は，安全管理面に十分留意しつつ，運動の内容等に適した機能を確</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6)避難所となる場合には，断水時でも便所が利用できるよう，マンホールトイレを整備することも有効である。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> | <p><避難所>既存のトイレの数では対応できない場合や，一部のトイレが利用できなくなる場合も考慮し，屋外のマンホールトイレ等の複数の対策を組み合わせ，必要なトイレ数を確保することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>保するように形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。</p> <p>3 幼児児童用屋外運動場等</p> <p>(1)幼児児童が年齢に応じたふさわしい内容の運動、遊び等を実施することができるよう必要な面積、形状等を備えた幼児専用又は児童専用の遊び場・運動場を計画することが望ましい。</p> <p>(2)幼児又は児童の生活領域に近接させて計画することが望ましい。</p> <p>(3)各部は、幼児児童生徒のみで利用しても十分な安全性を確保できるように留意して計画することが重要である。</p> <p>(4)芝生を用いる場合には、車いすや補助用具等の多様な形態による移動等に十分留意しつつ、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。</p> <p>(5)固定遊具は、自然の樹木や地形の起伏等を遊具として活用することや衛生面も考慮しつつ、幼児児童数や発達の段階、興味・関心や障害の特性、必要性、利用率等を十分勘案して、適切な種類、数、規模、設置位置等を計画することが重要である。</p> <p>(6)固定遊具の支柱の基礎部分及び遊具の周りは、</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | <p><津波>高層化する場合も、学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|-----|
| <p>幼児児童の安全に配慮した仕上げ，構造等とすることが重要である。</p> <p>(7)幼児児童の興味や関心，遊びの変化等に応じ遊具の再配置が可能となるように，可動遊具や組立遊具を安全性に留意して導入することも有効である。</p> <p>(8)安全に留意しつつ築山，人工の川や池，すべり台等を設けることが望ましい。</p> <p>(9)揺れ，回転，滑降等を伴う固定施設の設置については，安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。</p> <p>5 屋外プール</p> <p>(1)水槽部分は，利用内容等を考慮し，長さ及び幅を適切に設定して必要な水面積を確保するよう計画することが重要である。その際，水中での身体の動きに関する指導など，自立活動のための場としての利用も考慮して計画することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：誘導や壁面への衝突防止等のために必要な措置を講じることが重要である。</p> <p>(2)水深については，急激な変化のない適切な深さとするとともに，見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また，幼児児童生徒の安全性，地域住民の利用等を考慮し，水深を可変とすること</p> | <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>も有効である。</p> <p>(3) 幼児や低学年児童等が楽しく遊ぶことのできるよう形状等を工夫したプールを計画することも有効である。</p> <p>(4) 水槽及び便所，更衣室，シャワー室等の附属施設の各部には，耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に，水槽は，安全かつ衛生的であるとともに，清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。</p> <p>(5) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また，排（環）水口には，蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに，配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し，吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。</p> <p>(6) プールサイド及び通路等は，プール本体の大きさや利用する幼児児童生徒の障害の特性等を考慮して，十分な広さを確保するとともに，十分な耐水性があり，濡れても滑りにくい舗装とすることが重要である。また，危険な突起等がなく，適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：プールサイドは，水槽への転落防止等のために必要な措置に留意して計画することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：プールサイドは，車いす等での利用を考慮して，必要な規模</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>を確保することが重要である。また、感触が良く滑らかな材質のものによる仕上げ部分を計画することが望ましい。</p> <p>(7)附属施設は、幼児児童生徒の障害の特性及び利用状況等に応じ適切な面積を確保し、指導者や見学者の動線の設定に留意しつつ利用しやすいように配置することが重要である。また、更衣室に隣接して洗濯機や乾燥機の設置スペースを計画することも有効である。</p> <p>なお、附属施設は、プールの各施設部分を含め、幼児児童生徒が認知しやすい配置構成とすることが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：附属施設は、車いすや歩行器、杖等を使用する幼児児童生徒が安全かつ円滑に利用しやすいように計画することが重要である。</p> <p>(8)必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。</p> <p>(9)必要に応じ、採暖室や開放時の保護者の控え室を計画することが望ましい。</p> <p>(10)必要に応じ、日除けのための設備を設置することが望ましい。</p> <p>(11)周囲に遮へい板、囲障壁等の施設を設けることが重要である。また、防犯設備の設置も有効である。</p> | <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(12)利用期間の延長や見学者等のため、プールに上屋を設けることも有効である。特に、寒冷地や屋上型の水泳プールについては、保温効果をあげる観点から、上屋を設置することも有効である。</p> <p>(13)必要に応じ、プールの利用者に対する危険発生等を周知させるための放送設備を計画することが望ましい。また、利用者への適切な警告や注意をするための看板や標識類を施設の入り口付近等の目に付く位置に設置することも有効である。</p> <p>【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：指示・注意等のための設備・機器を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>(14)水槽内への出入りをしやすいよう計画することが重要である。</p> <p>【知的障害、肢体不自由又は病弱に対応した施設】：水槽への出入り部分やプールサイドの縁等は、移動装置やスロープの利用など、水槽内への出入り方法等に応じた仕様とすることが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>第5 その他の屋外施設</p> <p>1 門</p> <p>(1)幼児児童生徒の通行量が最大となる時間帯の通</p> | <p>(12)（略）</p> <p>(13)（略）</p> <p>(14)（略）</p> <p>(15) <u>災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できる</u>よう計画することも有効である。</p> <p>(1)（略）</p> | <p><避難所>災害による断水時の洗浄機能を確保するため、プールの水の利用を検討することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>行密度、スクールバスや緊急車両の通行等を勘案して、十分な幅の通行部分を確保するよう設計することが重要である。なお、車輛の通行する門を幼児児童生徒の通信用とは別に計画することも有効である。</p> <p>(2)幼児児童生徒の道路への飛び出しを避けることができるように、門及び門周りの囲障の仕様、配置等を計画することが望ましい。特に、情緒障害や自閉症、ADHD等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応する場合は、パニックや多動・衝動性等を考慮し、十分な安全性を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(3)車輛の通行部分の設定に留意することが重要である。</p> <p>(4)門廻りの囲障等の仕様、配置等に留意しつつ、必要に応じ、教職員や保護者など関係者の出入りのための通用門を設けたり、門扉を境界線より後退させて配置することが望ましい。</p> <p>(5)門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。</p> <p>(6)地域の公的な施設としてふさわしい象徴性・文化性に配慮した意匠とすることが望ましい。</p> <p>(7)不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>角とならない場所に配置し、門の施錠管理を適確なものとするのが重要である。また、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。</p> <p>(8)見通しのきかない位置に門を設けざるを得ない場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者等の利用に支障が生じない配慮することが望ましい。</p> <p>(9)外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。また、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 構造設計 第1 基本的事項 1 安全性</p> <p>(1)幼児児童生徒が学習、生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安</p> | <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(10)避難所等となる場合においては、避難所である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図やサインを設置することが重要である。</u></p> <p>(1) (略)</p> | <p><共通>案内看板の設置等により緊急避難場所又は避難所であることを明示しておくことが重要。</p> <p><避難所>施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や、安全な避難経路の確保が重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---------------------------|
| <p>全性を確保するように計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)大地震後、構造体等に大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計用地震力を割増して設計する等、外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。</p> <p>(3)多様な学習内容・形態に対応する上で必要とされる学校固有の空間の構築に対し、十分安全な構造を計画し、設計することが重要である。 特に、桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。</p> <p>(4)必要となる空間、設備等の改造等に対し、構造上十分な余裕を確保した設計とすることが望ましい。</p> <p>第2 上部構造 3 地震、風等に対する設計</p> <p>(1)地盤条件や建物形状等に留意しつつ、地震・風等による当該建物にかかる水平力を適切に算定して設計することが重要である。</p> <p>(2)構造上支障となる変形、ねじれ、力の集中など</p> | <p>(2) 大地震後、構造体等に大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計用地震力を割増して設計する等、外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。<u>また、天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 地震、風等による<u>水平力</u>に対する設計</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | <p><非構造部材の耐震対策></p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>を生じないよう構造形式を適切に設定し、構造種別に応じ、構造要素を各階各方向に釣合よく配置することが重要である。</p> <p>(3)二次壁を設ける場合には、それらの取り付く柱、梁等の剛性への影響に十分留意し、せん断破壊等を生じないように設計することが重要である。</p> <p>(4)ピロティを設ける場合や屋内運動場を校舎と重ねる場合などにおいては、当該層の水平剛性を上下の層と著しく異なることのない範囲に設計することが重要である。</p> <p>(5)各階各方向には十分な耐震壁を配置することが重要である。なお、耐震壁を十分取ることができない場合においては、架構に余力をもたせた設計とすることが望ましい。</p> <p>(6)建物の上層階に荷重の大きいものを設ける場合等においては、建物の振動性状について十分検討することが重要である。</p> <p>(7)鉄骨造及び木造の建物は、変形が過大とならないように設計することが重要である。また、鉄骨造の柱・梁端部（柱脚部、梁と鉄筋コンクリート構造体の接合部）や筋交い接合部の設計では構造体の十分な靱性の確保に配慮することが重要である。</p> <p>(8)やむを得ず高層化する場合は、風等による振動や構造体の変形等に十分留意することが重要である。</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p><u>(9)天井材，外壁，窓ガラス等の非構造部材等についても，破損・落下等による危険のないように十分な耐震対策を講じることが重要である。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>5 その他</u></p> <p>(1)建物から突出する部分は，老朽化等により落下等の事故を生じないよう十分な強度を確保するように設計することが重要である。また，必要な耐震，耐風，耐寒冷性等を確保するように設計することが重要である。</p> <p>(2)広い面積を有する屋根は，各構成部材に十分な強度を有するものを使用し，各部材相互を確実に緊結することが重要である。</p> | <p>（削除）</p> <p><u>5 洪水，高潮，津波に対する設計</u></p> <p><u>学校敷地に津波等による被害が予想され，津波等に対する安全対策として，幼児児童生徒等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては，当該建物が津波等により生ずる水圧，波力，振動，衝撃その他の予想される事由により当該建物に作用する力によって損壊，転倒，滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要である。</u></p> <p><u>6 その他</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)天井や照明器具等の非構造部材について，落</p> | <p><非構造部材の耐震対策></p> <p><津波>屋上等への避難を想定する場合は，当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないことが重要。</p> <p><非構造部材の耐震対策></p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>第4章 既存施設の耐震化推進</p> <p>3 非構造部材の耐震化対策</p> <p>天井材，<u>外壁，窓ガラス</u>等の非構造部材についても早急に耐震点検を行い，破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。</p> <p>第5章 その他</p> <p>1 建物付設物</p> <p>(1)塔屋，高架水槽，屋外突出煙突等の建物付設物は，設計震度を建物より大きく設定して設計することが重要である。</p> <p>(2)建物との接続部分は，十分な強度を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(3)建物の屋外に避難階段を設ける場合には，基礎，建物との接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。</p> <p>第8章 設備設計</p> <p>第1章 基本的事項</p> <p>3 機能性</p> <p>(1)幼児児童生徒の障害の状態や特性等を考慮しつ</p> | <p><u>下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。</u></p> <p><u>屋内運動場や校舎等における天井材，体育器具，照明器具，電気・機械設備機器，家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い，破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(1) (略)</p> | <p><避難所>施設の耐震性，耐火性の確保に加え，天井等の非構造部材の耐震対策の実施や，安全な避難経路の確保が重要。</p> <p><共通>非構造部材を含め十分な耐震性能を有することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>つ、学習、生活等において要求される各室・空間の機能及び環境を確保し、維持することができるよう平面計画、各室計画等と総合的に計画し、設計することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒が利用する際に教員等が介助しやすいよう、仕様、設置位置等に十分留意して計画し、設計することが重要である</p> <p>【病弱に対応した施設】：幼児児童生徒の病気の種類等により必要な環境条件が異なることに十分留意して計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)将来の学習内容・形態等の変化、情報通信機器の導入及び機器の進展等に伴い必要とされる機能の変化等に柔軟に対応できるように、計画し、設計することが望ましい。</p> <p>(3)環境教育に直接寄与する設備・計測機器等の設置を計画することも有効である。</p> <p>(4)必要に応じ、地震災害時における飲料水、電源等を確保するため、貯水槽、浄水機能を有する水泳プール等の整備や自家発電設備、避難住民のための便所等について計画することが望ましい。</p> <p>第2 照明設備</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)<u>災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるように、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、避難者のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。</u></p> | <p><避難所>避難生活に必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるように、代替手段も含め手対策を講じることが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>2 室内照明設備</p> <p>(1)各室・空間の照明の方式，器具の種類，配列及び設置位置は，障害の特性等を考慮しつつ，当該各室・空間の面積，形状等に応じ適切に設定し，設計することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：各室・空間の照明の方式，器具の種類，配列及び設置位置は，弱視児にとって必要かつ十分な水平面及び鉛直面の照度を確保できるよう設計することが重要である。</p> <p>(2)授業時などにおいて幼児児童生徒が注視する面及び視野に入る部分に設置する照明設備は，光源が直接幼児児童生徒の目に入らないよう照明の方式を適切に設定し，向きに留意して適切な位置に配置することが重要である。</p> <p>(3)コンピュータや視聴覚機器を設置する室・空間の照明設備は，コンピュータや視聴覚教育メディアのディスプレイ画面等への光源の映り込みを防止できるよう照明の方法及び照明器具の種類を適切に設定し，ディスプレイ等の機器の配置に応じ適切に配列することが重要である。</p> <p>(4)視聴覚教室等の視聴覚教育メディアを頻繁に活用する室・空間の照明設備は，必要に応じ，室内各部の照度を調節できるよう設計することが望ましい。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】：幼児児童生徒から教</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>員等の口元や表情, 手指の動き等が明瞭に見えるようスポットライト等を計画することも有効である。</p> <p>(5)照明設備は落下防止措置を行うとともに, 必要に応じ, 破損防止の措置を講じることが重要である。特に, 運動を行う室・空間の照明設備は, 破損・落下防止の措置を講じるとともに, 活動の支障とならない位置に堅固に取り付けることが重要である。</p> <p>(6)作業学習関係諸室等の照明設備は, 材料運搬に伴う破損防止に配慮した仕様等とすることが重要である。また, 機械等を操作する部分に必要な照度を確保できるような配置, 方式等とすることが重要である。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 屋外照明設備</p> <p>(1)外気に直接露出する機器等は, 当該地域の気候的状况等を勘案し, 十分な耐候性を備えるよう計画</p> | <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7)災害時の利用も踏まえ, 自家発電設備で発電した電気で屋内照明を点灯させるために配線を工夫することや, 可搬式発電機の取付口を設けておくことが望ましい。また, 省エネ型の照明器具は非常時に電力供給量が不足する場合にも有効である。</u></p> <p><u>(8)避難所となる場合には, 居住スペースとなる部分について, 夜間に明るすぎて避難者が眠れないことがないように, 調光機能付きの照明とすることも有効である。</u></p> <p>(1) (略)</p> | <p><避難所>災害による停電時も電気が使えるよう, 自家発電設備を整備することは有効。</p> <p><避難所>避難所の居住スペースとなる部分には, 調光機能付きの照明を整備することも有効。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>し、設計することが重要である。</p> <p>(2)照明機器は、必要に応じ、破損防止の措置を講じるとともに、堅固に取り付けることが重要である。また、周辺環境への影響を考慮するとともに、必要に応じ、非拡散性の光源のもので計画することが重要である。</p> <p>(3)防犯を目的として校地周辺部、建物周囲等を照明し、又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として常夜灯を設けたり、建物、前庭部等をライトアップすることも有効である。</p> <p>（新設）</p> <p>第3 電力設備</p> <p>2 受変電設備等</p> <p>(1)受変電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。なお、将来の電力需要の増大に伴う受変電設備の増設に配慮した計画とすることが望ましい。</p> <p>（新設）</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3)防犯や防災を目的として校地周辺部、建物周囲等を照明し、又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として常夜灯を設けたり、建物、前庭部等をライトアップすることも有効である。</p> <p>(4)避難路については、夜間等に停電した場合においても安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。</p> <p>2 受変電設備、自家発電設備等</p> <p>(1)受変電設備、自家発電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。なお、将来の電力需要の増大に伴う受変電設備の増設に配慮した計画とすることが望ましい。</p> <p>(2)災害による停電時にも医療器具などに電気が使えるよう、安定的な電力の供給が可能な自家発電設備等を整備することが重要である。</p> | <p>＜津波＞夜間の停電時にも安全に避難できるように、避難路にソーラーライト等を設置することが望ましい。</p> <p>＜避難所＞災害による停電時も医療器具などに電気が使えるよう、安定的な電力の供給が可能な自家発電設備等を整備す</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>(2)電力使用量を常に把握するため、電力値を計測できるよう設計することも有効である。</p> <p>(3)受変電設備の設置は、台風、豪雨等による出水時においても冠水することのない場所、高さ等を選定して行うことが重要である。</p> <p>(4)受変電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの安全対策を講じることが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>(5)配線の系統は、用途等に応じ適切に区分して設計することが望ましい。</p> <p>第4 情報通信設備</p> <p>3 音声系設備</p> <p>(1)拡声器等は、利用目的に応じ、可聴範囲に留意しつつ、適切な位置に、堅固に取り付けることが重要である。その際、受信側で音量を任意に調節できるように設計することが重要である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：障害の特性に留意し、日常の視覚情報を保障するため、音による情報伝達や誘導等を効果的に行うことができるよう音声系</p> | <p>(3)（略）</p> <p>(4)受変電設備、自家発電設備は、津波、洪水、高潮等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要である。</p> <p>(5)受変電設備、自家発電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの安全対策を講ずることが重要である。</p> <p>(6)太陽光発電設備を整備する場合には、停電時においても自立運転でき、充電した電気を夜間にも使えるよう蓄電機能を備えておくことが望ましい。</p> <p>(7)風の強い地域では、風力発電の導入について検討することが望ましい。</p> <p>(8)（略）</p> <p>(1)（略）</p> | <p>ることが重要。</p> <p><避難所>太陽光発電設備を整備する場合には、自立運転機能及び蓄電機能を備えておくことが望ましい。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|---------------------------------------|
| <p>設備のシステム等を計画し、設計することが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>②屋外に設置する拡声器については、その音響が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位置及び向きに十分留意して設計することが重要である。</p> <p>4 情報系設備</p> <p>(1)情報の種類、内容等に応じ、映像系設備と音声系設備との組合せ等も考慮しつつ、視覚・聴覚による情報伝達のための設備の種類、仕様等を検討し、適切な位置を選定し、事故を生じることないように設置することが重要である。</p> <p>【聴覚障害に対応した施設】:集団補聴システムは、利用人数や使用する室・空間の規模等に応じ、適切な方式を選定し、必要なチャンネル数を確保できるようなシステムを導入することが重要である。なお、障害の状態や各室・空間の活用状況等に応じて、複数種の集団補聴システムを設置することも有効である。</p> <p>(2)校内電話、インターフォン、ファクシミリ、校内LAN、テレビ会議等の設備は、利用目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保できるようあらか</p> | <p>(2)<u>非常時に幼児児童生徒等の速やかな避難行動を促すことができるよう、停電時にも対応できる校内放送設備を整備することが重要である。</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> | <p>＜共通＞停電にも対応できる校内放送設備を整備することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>じめシステムを検討し、導入することが重要である。</p> <p>(3)管理関係室から離れている室等には、必要に応じ、校内電話等の通信設備を設けることが望ましい。また、指導者と職員室との連絡のための通信機器の導入を検討することも有効である。</p> <p>(4)コンピュータの導入においては、学習支援、コンピュータ教育、管理・運営等の利用目的に応じ、将来の機器の増設や更新等に配慮しつつ、適切なシステムを検討することが重要である。</p> <p>(5)コンピュータ、視聴覚教育メディア等のネットワークを構築する場合には、ネットワークに組み込まれる各室・空間に情報用のアウトレットやコンセントを適切に配置することが重要である。</p> <p>(6)室内、廊下等を含めた校内のあらゆる場所で、急速に変化する様々なメディアに対応できるよう、床仕上げ、配線等に柔軟性を持たせた設計とすることが重要である。</p> <p>(7)校内各所への情報端末や各教室へのプロジェクターの設置等についても、将来の対応を含めて十分に検討することが重要である。</p> <p>(新設)</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8)災害情報を入手するため、防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。</u></p> | <p><共通>災害に関する初期情報を的確に入手し、迅速な避難行動につなげるため、防災行政無線の設備を備えておくことが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5 給排水設備</p> <p>1 給水設備</p> <p>(1)受水槽，高架水槽等は，学習，生活等において利用する水の量を幼児児童生徒数，教職員数等に応じ適切に算定し，同時使用率を考慮して適切な容量を設定し，適切な位置に設置することが重要である。<u>その際，必要に応じ，学校開放時の利用や緊急時の避難施設としての利用を勘案して給水設備を計画することが重要である。</u></p> <p>(2)飲料水用の給水設備については，水質管理等衛</p> | <p><u>(9)非常時においては，安否確認や救援要請など，外部との連絡が必要となることから，行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが有効である。なお，津波等の災害により孤立する可能性がある場合には，救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。</u></p> <p><u>(10)避難所となる場合には，災害時に避難所利用者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう，特設公衆電話等の避難所の情報通信環境を整備することが重要である。</u></p> <p><u>※特設公衆電話・・・災害時の避難所での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため，災害時に無料で利用できる公衆電話</u></p> <p>(1)受水槽，高架水槽等は，学習，生活等において利用する水の量を幼児児童生徒数，教職員数等に応じ適切に算定し，同時使用率を考慮して適切な容量を設定し，適切な位置に設置することが重要である。<u>また，災害時の利用も考慮して整備することも有効である。</u></p> <p>(2) (略)</p> | <p>備 考</p> <p><避難所>非常時においても行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を備えておくことが有効。</p> <p><津波>救助までの間を緊急避難場所で過ごすため，情報通信機器を容易に持ち出して使えるようにしておくことが重要。</p> <p><避難所>避難者が安否確認や情報収集を行うことができるよう，特設公衆電話等の情報通信環境の整備が重要。</p> <p><避難所>災害時には断水となる可能性が高いことから，耐震性貯水槽，プールの水の浄水装置などにより飲料水を確保することが重要。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>生管理に十分配慮して計画することが重要である。なお、水槽の設置については、衛生管理を行いやすいよう位置を適切に選定し、周囲に管理作業上必要な動作空間を確保するよう計画することが重要である。</p> <p>(3)水栓の個数、配置及び配管の経路は、利用状況に応じ、支障なくかつ効率的に水の供給を行うことができるよう適切に設計することが重要である。また、水栓の形状、設置高さ等は、幼児児童生徒が利用しやすいよう、幼児児童生徒の発達の段階等に応じ適切に設計することが重要である。特に、熱水用の水栓及び配管は、容易に識別でき、かつ、十分な安全な仕様のものであることが重要である。なお、幼児児童生徒の状態により、自動的に作動・停止する方式とすることも有効である。</p> <p>(4)屋外における教育活動の実施を考慮し、普通教室、特別教室前のテラス等への水栓の設置について計画することも有効である。</p> <p>(5)飲料用の浄化装置等を備えた水道についても、必要に応じ設置を検討することが望ましい。</p> <p>(6)散水設備を設置する場合には、必要な散水能力を合理的に設定し、利用しやすく、幼児児童生徒の運動や学習・生活活動に支障を生じないように適切な位置を選定し、設計することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：必要に応</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>じ、教員等が介助しやすいよう、幼児児童生徒の身体の動きに関する状態や発達の段階、介助の方法等に応じ適切に設計することが重要である。</p> <p>(7)必要に応じ、雨水を中水として利用し、水資源を無駄なく有効に活用することも望ましい。</p> <p>2 排水設備</p> <p>(1)当該地域における公共下水道施設の整備状況等を十分把握し、排出される汚水、雑排水等を適切に処理することのできる排水方式を計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)浄化槽等を設ける場合には、幼児数及び教職員数、地域からの利用者数等に応じた適切な処理能力を設定することが重要である。</p> <p>(3)浄化槽、配管経路等は、雨水が流入し、又は汚水が流出することのないよう適切な構造とすることが重要である。</p> <p>(4)浄化槽等の設置は、清掃車が駐車することのできる位置を選定し、周辺に管理作業上必要な空間を</p> | <p>(7)<u>消防用水や生活用水として、雨水貯留槽の水を利用する計画とすることは、災害時にも有効である。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)<u>下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | <p><避難所>災害による断水時のトイレの洗浄機能を確保するため、プールや雨水貯留槽の水を利用することは有効。</p> <p><避難所>下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから、汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>確保することが重要である。</p> <p>(5)屋外に設ける手洗い場、足洗い場等については、砂、落葉等の排水への流入を防止できる構造とするとともに、排水管が詰まることのない排水方式で計画することが重要である。</p> <p>(6)調理室においては、バスケットを備えたグリーストラップ等の設備を設置することが重要である。</p> <p>3 衛生・福祉機器・設備</p> <p>(1)洗面器、流し等の設備は、幼児児童生徒の体格、身体の動きに関する状態、発達の段階等に応じ、仕様、設置高さ等を適切に計画・設計することが重要である。なお、幼児児童生徒の体格に応じ設置の高さ等を自由に変えることができるように設計することも有効である。</p> <p>(2)小便器、大便器は、幼児児童生徒の体格等に応じ、様式、寸法、設置高さ等を適切に計画・設計するとともに、幼児児童生徒が操作しやすい水洗装置を適切な位置に計画することが重要である。なお、幼児児童生徒の障害の状態等に応じ、特別な仕様とすることも有効である。</p> <p>【視覚障害に対応した施設】：小便器等の設置においては、幼児児童生徒がその位置を容易に認識でき、安定した姿勢で使用できるような仕様とすることが重要である。</p> | <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>【知的障害，肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒の発達の段階，教職員等の介助の方法に応じ計画し，設計するとともに，教職員等が操作しやすいよう計画する。</p> <p>(3)洗浄施設における浴槽，シャワー等の設備は，幼児児童生徒の障害の状態や特性，体格，利用状況等に応じ，仕様，設置位置等を適切に計画し，設計することが重要である。また，シャワーは，換気，やけど防止等に十分留意しつつ，温水利用可能な設備として計画することが望ましい。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：プールや浴槽などの出入りの際に利用する昇降設備は，利用状況等に応じ輸送能力を決定し，安全に昇降できるようかごの間口，奥行き等の形状や手すり等の仕様，昇降速度，安全装置等を計画し，設計することが重要である。</p> <p>また，かごへの移動を円滑に行えるよう出入り部分の仕様を設計することが重要である。</p> <p>(4)幼児児童生徒の障害の状態や特性等を考慮して，<u>多機能便房</u>を<u>多機能便房</u>以外の便所と一体的又はその出入口の近くなど，適切な位置に計画し，設計することが望ましい。また，<u>多機能便房</u>には，緊急通報ボタンを設置することが望ましい。</p> <p>【知的障害，肢体不自由又は病弱に対応した施設】：汚物等の洗浄処理設備は，障害の状態や特性</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4)幼児児童生徒の障害の状態や特性等を考慮して，<u>多機能トイレ</u>を<u>多機能トイレ</u>以外の便所と一体的又はその出入口の近くなど，適切な位置に計画し，設計することが望ましい。また，<u>多機能トイレ</u>には，緊急通報ボタンを設置することが望ましい。</p> <p>【知的障害，肢体不自由又は病弱に対応した施設】：汚物等の洗浄処理設備は，障害の状態や特性</p> | <p><避難所>多機能トイレを整備しておくことが望ましい。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>等による汚物の発生状況等を適確に把握し、これらの汚物を適切に処理できるよう、洗浄・排水方式等を計画し、利用しやすい位置に配置することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：おむつ交換や着せ替え用のベッド等の設備は、車いす等からの移動がしやすく、教職員等が動作を行いやすい仕様等とし、一連の諸行為の流れを考慮した位置に配置することが重要である。</p> <p>第6 空気調和設備 3 冷暖房設備</p> <p>(1)地域の気象条件、騒音等の周辺環境、地域への開放を含めた各室・空間の利用内容、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じ、冷暖房設備を計画することが重要である。特に、活動内容により密閉状態で利用する室・空間や重度・重複障害及び病弱の幼児児童生徒の学習・生活空間等については、適切な室環境を確保する上で、冷暖房設備の導入を検討することが重要である。</p> <p>(2)当該各室・空間の壁、開口部などの断熱化、室形状、天井高、自然の通風条件等と併せ総合的に計画することが重要である。</p> | <p>等による汚物の発生状況等を適確に把握し、これらの汚物を適切に処理できるよう、洗浄・排水方式等を計画し、利用しやすい位置に配置することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：おむつ交換や着せ替え用のベッド等の設備は、車いす等からの移動がしやすく、教職員等が動作を行いやすい仕様等とし、一連の諸行為の流れを考慮した位置に配置することが重要である。</p> <p>(1)地域の気象条件、騒音等の周辺環境、地域への開放、災害時における避難所としての利用を含めた各室・空間の利用内容、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じ、冷暖房設備を計画することが重要である。特に、活動内容により密閉状態で利用する室・空間や重度・重複障害及び病弱の幼児児童生徒の学習・生活空間等については、適切な室環境を確保する上で、冷暖房設備の導入を検討することが重要である。</p> <p>(2) (略)</p> | <p><避難所>避難者の居住スペースとなる部分には、冷暖房設備を整備しておくことが望ましい。</p> |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>(3)設置する各室・空間の容量，形状，利用人数，学習内容等に応じ，冷暖房の負荷を適切に設定して，学習の諸活動に留意しつつ，方式，規格，数等を計画し，設計することが重要である。この際，室・空間を分割し，効率的かつ効果的に使用できるよう計画することも有効である。</p> <p>また，年間を通じ，活動の内容や幼児児童生徒の障害の状態等に応じ，各室・空間ごとに冷暖房設備を運転できるようなシステムの導入を検討することが望ましい。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：這っての移動や臥位，座位等での活動等に留意しつつ方式，規格，数を計画し，設計することが重要である。なお，這っての移動や臥位，座位等での活動等に留意しつつ床暖房を設置することも有効である。また，医療的ケアのため，必要に応じ加湿設備の設置を計画することも有効である。</p> <p>(4)設置位置は，当該各室・空間の形状，机などの配列等に応じ，適切に決定することが重要である。</p> <p>(5)冷暖房の運転及び調節の方法，機器の安全性を十分検討し，適切に仕様を設計することが重要である。</p> <p>(6)屋内運動場が体育活動や儀式的行事，文化的行事，各種集会，学習・研究成果の発表等に利用されることを考慮し，地域の寒冷度，利用状況等を十分</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> | |

| 特別支援学校施設整備指針（現行） | 特別支援学校施設整備指針（改正案） | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>検討し、冷暖房設備の設置を計画することが望ましい。</p> <p>(7)保健室は、地域の実態等に応じ、冷暖房設備の設置を計画することが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第9章 防犯計画 第3 建物の防犯対策 3 避難経路</p> <p>(1)非常時に幼児児童生徒が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する等の配慮が重要である。その際、幼児児童生徒にとってわかりやすく、記憶しやすい動線の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>(2)通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の避難時には内側から簡単に解錠できる構造にも留意することが望ましい。</p> | <p>(7)（略）</p> <p><u>(8)災害時の利用も踏まえ、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備の設置を計画することも有効である。</u></p> <p><u>(9) 避難所開設時には、冷暖房設備を設置した室を、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとすることも有効である。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)<u>避難経路に設ける出入口は、通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の非常時には、夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要である。</u></p> | <p>＜避難所＞再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備を整備することも有効。</p> <p>＜避難所＞高齢者、障害者、妊産婦のために、個別の温度調整などきめ細やかな対応ができるように配慮することが望ましい。</p> <p>＜共通＞パニックオープン等の仕組みの導入等により、学校に教職員がいない時間帯に災害が発生した場合にも、緊急避難場所又は避難所となる屋内運動場や校舎等の屋上等に、速やかな避難ができることが重要。</p> |